

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日
水産庁第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成31年4月25日
31水産第397号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、実施要領第3の2の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第2号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

～ （略） ～

2-7-(1) 沖縄漁業基金事業（実施要領別表の事業内容の欄中2の7の(1)の沖縄漁業基金事業をいう。以下同じ。）

(1) 事業目的

平成 25 年 4 月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下この項目において「日台漁業取決め」という。）については、互いに相手国の漁船に自国法令を適用しない水域が設定され、台湾漁船による大半の漁場の占有により我が国漁船の操業が脅かされている状況にある。

このような状況を踏まえ、我が国関係漁業者の当該水域における安全操業や権益を確保し水産物の安定的な供給を確保するためには、台湾の漁業実態を把握し、有効な資源管理に資する取組を緊急かつ着実に実施することが必要である。

このため、国が基金造成に対する助成を行い、影響を受けている漁業者等の経営安定を図るものである。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下この項目において「財団」という。）とし、(4)の事業の総合的な実施及び調整、沖縄漁業基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業実施者

この事業の事業実施者とは、地域協議会、活動組織、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、漁業者又は水産庁長官が適当と認める者とし、(4)のイの(ア)の事業については、(4)のイの(ア)のbの(a)に規定するプロジェクト実施者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会等を構成員とし、この事業の実施に当たり沖縄県の協力が得られなければならないものとする。

(4) 事業の内容

この事業は、財団が、以下のアからエまでの事業を沖縄漁業基金により行う事業とする。また、財団は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

ア 台湾漁船等対策

(ア) 海底清掃事業

a 財団による助成

財団は、海底清掃事業（以下アの(ア)において「事業」という。）の事業実施者（第3の2-6における事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b 事業の内容

台湾漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な次に掲げるものを行うものとする。

(a) 漁具投棄監視巡回事業

投棄漁具に係る情報の収集及び調査を行う。

(b) 漁具回収計画策定事業

投棄漁具及び放置漁具の回収等による漁場機能の維持管理を図るための計画の策定を行う。

(c) 投棄漁具回収事業

投棄漁具の回収を行う。

(d) 放置漁具回収事業

放置漁具の回収を行う。

(e) 回収漁具処分事業

回収した漁具の処分を行う。

(f) 漁具の保管

回収した投棄漁具、放置漁具等の倉庫等での保管を行う。

なお、事業を実施する際、国の監視船等による取締を補完し、違反船の行動等の情報を国の監視船等に通報・連絡することによって、日台漁業取決め第2条に規定される水域及びその周辺水域（以下この項目において「取決め適用水域等」という。）と我が国排他的経済水域の境界線を中心とした監視網の構築を図るために必要な次の事業を行うことができるものとする。

i 国の監視船等に対する違反船の行動等に係る情報提供

ii 関係漁業者等に対する外国漁船等の操業状況等に係る情報提供

- c 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

 - (a) 漁具回収計画の策定に要する経費
 - (b) 投棄漁具の回収に要する経費
 - (c) 放置漁具の回収に要する経費
 - (d) 回収した投棄漁具及び放置漁具の保管に要する経費
 - (e) 回収した漁具の処分に要する経費
 - (f) その他財団が必要と認める経費
- d 事業実施計画
 - (a) 事業実施計画等の承認
 - i 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - ii 財団は、i の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第1号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - (b) 事業実施計画等の承認の基準

事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき財団が行うものとする。

 - i 事業の実施方法が適当であること。
 - ii 事業の実施により、漁場機能の適切な維持管理が図られると認められること。
- e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第2号により水産庁長官へ報告するものとする。
- f 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (イ) 外国漁船操業等調査・監視事業
 - a 財団による助成

財団は、外国漁船操業等調査・監視事業（以下アの（イ）において「事業」という。）の事業実施者（第3の2－6における事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容

台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査及びその計画策定を行うものとする。
 - c 助成対象経費

取決め適用水域等の台湾漁船等の操業により影響を受ける水域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等の計画の策定に要する経費及び計画策定によって定められた海域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等に要する経費。

なお、事業の実施に際し、乗船料等の漁業活動以外の収入を得るものなど事業以外の活動を行うものについては、助成の対象外とする。
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第3号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第4号により水産庁長官に報告するものとする。
 - f 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に

委託して実施することができるものとする。

(ウ) 漁具被害復旧支援事業

a 財団による助成

財団は、漁具被害復旧支援事業（以下アの（ウ）において「事業」という。）の事業実施者（第3の2－6における事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額、定率で助成するものとする。

b 事業の内容

台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入、代替漁具の整備等を行うものとする。

c 助成対象経費

(a) 我が国の領海及び排他的経済水域内において、被害漁具等が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する第三者による確認を受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に要する経費。

i 用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。

ii 新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

(b) 台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合に備え、速やかに当該漁業の操業に復帰するために必要な代替漁具の整備等に要する経費。

d 助成の実施

助成金の額は、cの助成対象経費において、別表1の左欄に掲げる事業に要した費用の額に、同表の右欄に掲げる助成率を乗じた額とする。ただし、別表1の左欄の（1）について、別表2の左欄に掲げる漁具等に被害を受けた場合については、それぞれ同表の右欄に定める価額を助成額の上限とし、別表2の左欄に掲げるもの以外の漁具等に被害を受けた場合については助成金の額を水産庁長官に協議することとする。また、別表1の左欄の（3）についても、ただし書に準ずることとする。

e 事業実施計画

(a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

(b) 財団は、（a）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第5号により水産庁長官に協議しなければならない。

f 事業実績の報告

(a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

(b) 財団は、（a）による報告書の提出があった場合は、別記様式第6号により水産庁長官に報告するものとする。

g 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(エ) 民間漁業者交流支援事業

a 財団による助成

財団は、民間漁業者交流支援事業（以下アの（エ）において「事業」という。）の事業実施者（第3の2－6における事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b 事業の内容

日台漁業取決め水域等における安全かつ秩序ある操業の維持、確保を図るため、日台等の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、台湾漁船等の操業実態を把握するために必要な次に掲げるものを行うものとする。

(a) 資源管理措置認識事業

日台等の漁業関係者による具体的な資源管理措置の確認及び相互理解のための会議の開催を行う。

- (b) 相互乗船事業

我が国漁業関係者の台湾漁船等への乗船のための派遣及び台湾等漁業者の我が国漁船への乗船のための受入れを行う。
- (c) 現地調査事業

水揚げ地等の視察・調査を行う。
- c 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

 - (a) 漁業関係者派遣費

我が国漁業関係者を台湾等に派遣するために必要な経費（旅費、日当、宿泊料等）
 - (b) 漁業関係者受入費

我が国漁業関係者が台湾等の漁業関係者を我が国に受け入れるために必要な経費（通訳経費、旅費、資料印刷費等）
- d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第7号により水産庁長官に協議しなければならない。
- e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第8号により水産庁長官に報告するものとする。
- f 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (オ) 操業状況等把握システム開発事業
 - a 財団による助成

財団は、操業状況等把握システム開発事業（以下アの（オ）において「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容

日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な次に掲げるものを行うものとする。

 - (a) 操業状況等把握システム開発計画検討委員会開催事業

学識経験者、関係団体の代表者等により構成される操業状況等把握システム開発検討委員会を開催し、操業状況等把握システム開発計画の検討及び策定を行う。
 - (b) 操業状況等把握システム開発事業

(a)により策定された操業状況等把握システム開発計画に基づき、操業状況等の把握に必要なシステムの開発を行う。
 - (c) 操業状況等把握システム運用事業

(b)により開発されたシステムを活用して、操業状況等の情報入手及び取りまとめを行う。また、システムが常時正常に稼動するよう、必要な保守点検やシステム改修を行う。
 - c 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとする。

 - (a) 操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催に要する経費
 - (b) 操業状況等の把握に必要な機器の整備等に要する経費
 - (c) 操業状況等の情報入手及び取りまとめに要する経費
 - (d) 操業状況等把握システムの保守点検やシステム改修に要する経費
 - (e) その他財団が必要と認める経費
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第9号により水産庁長官に協議しなければならない。

- e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第 10 号により水産庁長官に報告するものとする。
- f 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (カ) 操業安全対策事業
 - a 財団による助成

財団は、操業安全対策事業（以下アの（カ）において「事業」という。）の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容

日台漁業取決め水域等で操業する沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行うものとする。
 - c 助成対象経費

安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費。
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第 10-1 号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第 10-2 号により水産庁長官に報告するものとする。
- イ 漁業振興対策
 - (ア) 沖縄産水産物流通促進事業
 - a 財団による助成

沖縄産水産物の目詰まり解消を図るために、財団は、目詰まり解消の実証を行う取組に対し、対象経費の 1/2 を上限として助成するものとする。
 - b 事業の内容

財団が、目詰まり解消の実証を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（a）、（b）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる目詰まり解消プロジェクト（以下イの（ア）において「プロジェクト」という。）に対して、助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告等を基に、別途財団が助成要領にて指定する方法により公表するものとする。

 - (a) プロジェクト実施者

この事業のプロジェクト実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者とする。
 - (b) プロジェクトの要件

この事業の支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の i 及び ii を満たし、かつ iii から iv のうち 1 つ以上を満たすこととする。

 - i 目詰まり解消の実証を行う取組であること
 - ii 実証効果が十分な取組であること
 - iii 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち 1 つ以上において新規性や先進性を有していること
 - iv 消費地のニーズ把握、産地情報の共有、販路開拓支援、沖縄産水産物を普及するための研修・セミナー等を実施する取組であること
 - c 手続
 - (a) 助成要領の作成

財団は、事業開始後速やかに沖縄産水産物流通促進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第 11 号により水産庁長官の承認を得なければならない。

(b) 目詰まり解消プロジェクト計画の承認

- i プロジェクト実施者は、別途財団の定める様式により目詰まり解消プロジェクト計画書（以下の（ア）の d において「計画書」という。）を作成し、財団に提出するものとする。
- ii 財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第 12 号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
- iii 承認されたプロジェクト実施者は、財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

(c) 助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d 助成対象経費

以下の（a）から（k）のうち、プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とする。

なお、第3の3-2-（2）ア及びイに定める事業の補助金の交付を受けているプロジェクトは、助成を実施しない。

(a) 水産物の加工のために必要な機器、資材に要する経費

（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

(b) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材に要する経費

（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

(c) 水産物の買取に要する借入金の金利

（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

(d) 水産物の販売受託に要する借入金の金利

（水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

(e) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

（水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等）

(f) 加工経費

（一次加工等に要する経費）

(g) 運送経費

(h) ニーズ調査、販路開拓、研修、セミナー、商談会等の実施に必要な経費

(i) 産地市場に設置する放射能測定機器に要する経費

(j) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

(k) その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

e 事業実績の報告

(a) 事業実績の報告及び助成金の精算払

- i プロジェクト実施者は、事業終了後遅滞なく、別途財団が定める様式により目詰まり解消プロジェクト実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別途財団が定める精算払請求書により、財団に助成金の交付を申請するものとする。
- ii 財団は、目詰まり解消プロジェクト実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。
- iii 財団は、i による報告書の提出があった場合は、別記様式第 13 号により遅滞なく水産庁長官に報告するものとする。

(b) 機器等の管理について

プロジェクト実施者は、この事業により取得した機器等や、助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

(イ) 漁業経営安定対策事業

a 施設整備等利子助成事業

(a) 財団による助成

財団は、日台漁業取決めの影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

(b) 事業の内容

i 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、(3)の事業実施者のうち平成26年2月6日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの(以下イの(イ)のaにおいて「助成対象者」という。)とする。なお、(i)の確認及び証明にあつては別記様式第14号により、(ii)の確認及び証明にあつては別記様式第15号により、(iii)の承認にあつては別記様式第16号により、それぞれ申請するものとする。

(i) 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会(やむを得ない場合には、市町村長)の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の承認を受けた漁業者(漁業を営む法人を含む。以下イの(イ)のaにおいて同じ。)

(ii) 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、(i)に該当する者の操業による漁獲物の取扱量又は取扱金額のいずれかが当該事業年度における漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の10%以上を占めている旨の沖縄県漁業協同組合連合会(やむを得ない場合には、市町村長)の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の承認を受けた漁業協同組合

(iii) (i)又は(ii)に掲げる者のほか、(5)に規定する検討委員会において、その漁獲量若しくは漁獲金額又は漁獲物の総取扱量若しくは総取扱金額について日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

ii 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

(i) 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、新たな漁場に適応するための設備等を導入するための設備資金

(ii) 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

iii 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(i) 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 8千万円

(ii) 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 1千万円

(iii) 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 1億円

iv 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

(i) 設備資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から5年(漁船関係資金にあつては10年)のいずれか短い期間

(ii) 運転資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から1年のいずれか短い期間

v 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(i) 設備資金

利子相当額又は年利率4%として算定した額のいずれか低い額

(ii) 運転資金

利子相当額の1/2に相当する額又は年利率4.5%として算定した額の1/2に相当す

る額のいずれか低い額

(c) 助成の実施

i 助成規程

財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程（以下イの（イ）の a において「助成規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

ii 助成申請

利子助成金の助成を受けようとする助成対象者（以下イの（イ）の a において「申請者」という。）は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。

iii 申請の承認

財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。

iv 利子助成金の助成

(i) 融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。

(ii) 財団は、助成規程の定めるところにより、(i) の請求に基づき利子助成金を支払うものとする。

v 利子助成金の助成の中止及び返還

財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。

(i) 融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合

(ii) 事業を中止した場合

(iii) 助成対象者に該当しなくなった場合

(iv) 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合も含む）

(v) 助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合

(d) 事業の申請期間

この事業の申請期間は、平成 26 年 2 月 6 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

(e) 報告

財団は、水産庁長官に対し (c) の iii の承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第 17 号による報告を行うものとする。

(f) 事業の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

b 特別保証対策事業

(a) 財団による助成

財団は、a の (b) の ii に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者に対し、沖縄県漁業信用基金協会財団は、a の (b) の ii に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者に対し、沖縄県漁業信用基金協会（平成 29 年 4 月 3 日以降にあっては全国漁業信用基金協会。以下この項目において「沖縄県基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保の徴求は融資対象物件のみとするものに関して、当該保証の引受実績に応じ代位弁済後に見込まれる求償権の回収金減少見合額について沖縄県基金協会に対し助成金を定額で助成するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について独立行政法人農林漁業信用基金（以下イの（イ）の b において「信用基金」という。）に対し交付金を定額で助成するものとする。

(b) 事業の内容

沖縄県基金協会が引き受ける（a）の保証は、以下の要件を満たすものとする。

i 助成対象者

助成対象者である漁業者であって、中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）第 2 条第 1 項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。

ii 対象資金

沖縄県基金協会が保証することができる資金のうち次に掲げる資金であって、信用基金の保険に付された資金であること。

（i）a の（b）の ii の（i）に規定する設備資金

（ii）a の（b）の ii の（ii）に規定する運転資金のうち、漁業者が借り入れるもの

iii 担保及び保証人の徴求

担保及び保証人の徴求については、次に掲げる要件を満たすものであること。

（i）融資対象物件以外の物件について新たな担保の徴求を行わないこと。

（ii）新たな保証人及び連帯保証人の徴求を行わないこと。

iv 求償権の回収

物件からの求償権の回収については、融資対象物件からの回収に限定すること。

v 保証の限度額

保証の限度額については、沖縄県基金協会業務方法書第 6 条第 1 項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、a の（b）の ii の（i）に規定する設備資金に係る保証の限度額については 8 千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、同（ii）に規定する運転資金のうち漁業者が借り入れるものに係る保証の限度額については 1 千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とする。

vi 保証引受期間

沖縄県基金協会が保証を引き受ける時点が、平成 26 年 2 月 6 日から平成 34 年 3 月 31 日までであること。

vii 利用者出資

i から vi までは該当する保証を受けるため、新たな利用者出資は必要としないものとする。

（c）助成対象経費

沖縄県基金協会が財団から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。

i 事業直接費（納付準備金繰入を除く）

ii 事業管理費

（i）役員報酬

（ii）給与手当

（iii）法定福利費

（iv）賞与引当金繰入

（v）退職給付引当金繰入

（vi）旅費交通費

（vii）施設費

（viii）減価償却費

（d）助成の実施

i 財団は、沖縄県基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

なお、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」については、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（ただし、（b）の vi の保証受付期間に限る。）に引き受けた保証の引受累計額から信用基金が特別保証対策事業により引き受けた保険金額（沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額に一定の率（中小漁業融資保証法第 69 条 6 項の一定の率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を除いた額を用いるものとする。

①設備資金

沖縄県基金協会が特別保証対策
事業により引き受けた保証額
（沖縄県基金協会負担分）

× 6.8% × 0.9

②運転資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{沖縄県基金協会が特別保証対策} \\ \text{事業により引き受けた保証額} \\ \text{(沖縄県基金協会負担分)} \end{array} \right] \times 6.8\% \times 0.9$$

- (i) 極度貸付資金にあつては、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」に代えて、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、(b)のviの保証受付期間に限る。）における貸付金の平均残高を用いるものとする。
- (ii) 保証引受時の保証期間（保証契約を変更した場合は、変更後の保証期間）が6ヶ月以下の資金に係る保証にあつては、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」に代えて、当該保証額に1/2を乗じて得た額を用いるものとする。
- ii 財団は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより交付金を助成するものとする。

①設備資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が特別保証対策事業} \\ \text{により引き受けた保険金額} \end{array} \right] \times 6.8\%$$

②運転資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が特別保証対策事業} \\ \text{により引き受けた保険金額} \end{array} \right] \times 6.8\%$$

(e) 報告

- i 沖縄県基金協会は、事業開始後の特別保証対策事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第18号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。
- ii 信用基金は、事業開始後の特別保証対策事業による保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第19号により、各四半期末の翌々月末までに、財団に報告するものとする。
- iii 財団は、i又はiiの報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

(f) その他

沖縄県基金協会が特別保証対策事業による保証を引き受け、当該保証に関して信用基金からの保険金支払による損失の補填を受ける場合における沖縄県基金協会から信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。

(g) 事業の委託

財団は、特別保証対策事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(ウ) 漁業共済掛金助成事業

a 定義

漁業共済掛金助成事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- (a) 「漁協一括契約」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。）第105条第1項第2号ロを被共済者とする共済契約をいう。
- (b) 「漁業者集団契約」とは、漁災法第105条第1項第2号ハを被共済者とする共済契約をいう。
- (c) 「共済掛金」とは、漁災法第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。
- (d) 「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。
- (e) 「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）の第3の1の(1)に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助

した金額をいう。

(f) 「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。

(g) 「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

(h) 「共済責任期間」とは、漁災法第 109 条第 1 項の規定に定める期間をいう。

b 事業の内容

財団が、外国漁船の操業による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

c 事業の実施

(a) 漁業共済掛金助成事業の対象等

この事業の助成対象者は、(3)の事業実施者のうち漁業共済掛金助成を受けることのできる者(以下(ウ)のcにおいて「助成対象者」という。)は、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行い、かつ以下のi又はiiのいずれか及びiiiに該当する共済契約者とする。なお、iの都道府県知事の確認又はiiの水産庁長官の承認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

i 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における共済契約に係る漁獲量又は漁獲金額(以下この項目において「漁獲実績」という。)が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10%以上を占めている(漁協一括契約及び漁業者集団契約において、構成員個々における日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年の事業年度のうち、取決め適用水域等の共済契約に係る漁獲実績が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10%以上を占めている年度がない者が含まれる場合を除く。)旨の、共済契約者の所属漁業協同組合、所属漁業協同組合連合会又は所属業種別団体の長(やむを得ない場合には、市町村長)の証明及び当該証明についての都道府県知事の確認を受けた者(証明及び確認は別記様式第20号による。)

ii 漁業共済区分の2号漁業(定置網を除く)に加入しており、かつ次のiv又はvの海域を主な操業海域とする者であり、(5)における事業検討委員会において日台漁業取決めの実施により相当の影響を受ける者として助成対象者としてすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者の主たる操業海域が要件に合致する海域であることを証する書面を添付の上、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明及び、都道府県知事の確認を得て、組合又は連合会を経由して特認承認申請書を財団へ提出するものとする。

iii 助成対象者が第3の2-6に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの

iv (i) 及び (ii) のいずれにも該当する海域

(i) 日台漁業取決めに基づき、我が国排他的経済水域内において外国漁船の操業が認められた海域及びその隣接する海域であって、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

(ii) 取決め適用水域等における漁場競合の結果、従来行っていた取決め適用水域等内での操業を縮小し、我が国排他的経済水域内で操業を行う漁船が増加したことから、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

v 日台漁業取決めに基づき、台湾の排他的経済水域内で我が国漁船が操業している海域であって、操業が制限されるおそれがある海域及び、操業を制限されたことにより、台湾の排他的経済水域内で操業を縮小し、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

(b) 外国漁船の操業や航行に関する情報提供

i 助成対象者は、当該事業年度中に発見した外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具に関する情報を、毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第21号により、組合に報告するものとする。

ii 助成対象者は、違法操業の疑いがある外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具を発見した場合には、直ちに管轄する内閣府沖縄総合事務局等へ通報するものとする。

(c) 漁業共済掛金助成金の交付

i 交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、別表3の助成率を乗じた額とする。

ii 助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

iii iiの規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。

- iv 組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、計画変更承認申請書を財団に提出するものとする。
- v 財団は、ivの申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金助成交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。
- vi 財団は、vの決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第 22 号により水産庁長官の承認を受けるものとする。
- (d) 事業の状況報告
 - i 組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の 12 月末現在において、当該事業の遂行状況を、その翌月末日までに財団に報告するものとする。
 - ii 財団は、iの報告があった場合は、別記様式第 23 号により水産庁長官に報告するものとする。
- (e) 漁業共済掛金助成金の支出
 - i 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。
 - ii 組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。
 - iii 組合又は連合会は、毎事業年度終了後遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副 2 部並びに c の (a) についての証明書及び (b) についての報告書を財団に提出するものとする。
 - iv 組合又は連合会は、iiiの交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。
 - v 財団は、iiiの報告があった場合には、当該報告につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。
 - vi 組合又は連合会は、c の (a) の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第 90 条第 2 項、第 91 条第 4 項、第 92 条第 2 項及び第 113 条の 2 第 7 項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。
- (f) 事業実績の報告

財団は、(e) の iii の報告及び (e) の vi の精算があった場合は、別記様式第 24 号により水産庁長官に報告するものとする。
- (g) 漁業共済掛金助成金の返還

財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金助成金の交付を受けたときは、漁業共済掛金助成金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。
- (o) 帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管するものとする。
- (p) 事務の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。
- (エ) 再編整備等推進支援事業
 - a 定義

この事業における「日台漁業取決め適用水域」とは、日台漁業取決め第 2 条（1）に規定する水域をいう。
 - b 事業の内容

財団が、日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために事業実施機関が次の事業を実施するために造成する事業資金の一部について定率で助成するものとする。

 - (a) 再編整備支援事業
 - (b) 魚種転換等支援事業
 - c 事業の対象者

この事業の対象となる漁業（以下イの（エ）において「減船等対象業種」という。）及び漁業者（以下イの（エ）において「減船等対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (a) 「減船等対象業種」は、日台漁業取決め適用水域を操業区域とし、農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下イの（エ）において「大臣許可漁業」という。）及び沖縄県知事の許可を必要とする漁業（以下イの（エ）において「知事許可漁業」という。）のうち、許可する漁船隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のある漁業であって、e に定める事業（以下イの（エ）において「減船等」という。）の取組の対象となる漁業（魚種転換等支援事業の場合については、従前の業種）とする。
- (b) 「減船等対象者」は、日台漁業取決めの影響を踏まえ、減船等の取組を行う減船等対象業種を営む沖縄県内に住所を有する漁業者（その者が法人の場合については、その主たる事務所の所在地が沖縄県内であるもの）であって、次の要件のいずれかに該当することの証明を当該漁業者が所属する漁業協同組合等の長により受けた者とする。ただし、次のいずれにも該当しない者であって、（５）に規定する事業検討委員会において、日台漁業取決めの実施により漁業経営に相当の影響を受けるものとして、減船等対象者としてすることが特に必要であると認められた漁業者であって、水産庁長官の承認を受けた者は、この限りではない。
 - i 日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、減船等対象業種に係る日台漁業取決め適用水域における漁獲量又は漁獲金額が当該事業年度における当該漁業者の減船等対象業種に係る総漁獲量又は総漁獲金額の１０％以上を占めている者であって、減船に取り組もうとするもの
 - ii i に該当する者であって、e の（a）の i の（ii）に定める漁船の小型化により漁業の維持を図ろうとするもの
 - iii i に該当する者であって、e の（b）の i の（i）に定める魚種又は業種の転換により漁業の維持を図ろうとするもの
- d 事業実施機関

この事業の事業実施機関は、（３）の事業実施者のうち減船等対象者が所属する次のいずれかに該当する機関とする。

 - (a) 漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - (b) 法人格を有しない団体であって、代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を定めた規約を有し、事業計画を確実かつ適正に実行することが客観的に認められるもの
- e 事業実施機関の行う事業の内容

事業実施機関が行う次に掲げる事業

 - (a) 再編整備支援事業
 - i 「再編整備支援事業」とは、次の事業をいう。
 - (i) 減船

減船の対象となる漁船（以下イの（エ）において「減船対象漁船」という。）について、ア）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下イの（エ）において「漁船のスクラップ処分等」という。）を行った者又は減船対象漁船を取得し、かつその代替漁船（減船対象漁船と同一の業種で使用されている漁船であって、当該減船対象漁船より船齢が高く、かつ当該減船対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等にされるものをいう。）について漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、減船対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に伴い不要となる使用中の漁具について、イ）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下イの（エ）において「漁具のスクラップ処分等」という。）を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。
 - ア）「漁船のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。
 - a) 漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分
 - b) 国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分
 - c) その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（以下イの（エ）において「被災漁業者」という。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡
 - イ）「漁具のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。

- a) 漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分
- b) その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡
- (ii) 漁船の小型化

漁船の小型化（次のア）又はイ）に定めるものに限る。以下イの（エ）において同じ。）の対象となる漁船（以下イの（エ）において「小型化対象漁船」という。）について、漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に併せて不要となる使用中の漁具について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。
- ア) 減船等対象業種のうち、総トン数階層区分別の許可隻数が定められている漁業又はこれを定める予定のある漁業であって、減船等対象者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合を除く。）
- イ) 減船等対象者が、減船等対象業種を変更することなく、漁獲努力量をおおむね2割以上縮減する漁法の転換（以下イの（エ）において「漁法の転換」という。）又は附属船（まき網漁業等における運搬船若しくは魚探船（灯船を含む。）であって許可船舶ごとに附属船の隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のあるものに限る。以下イの（エ）において同じ。）の縮減を行い、当該漁業の許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化
- ii (i) 及び (ii) の事業は、f に規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。
- (b) 魚種転換等支援事業
 - i 「魚種転換等支援事業」とは、次の事業をいう。
 - (i) 漁具又は漁ろう設備の取得又は設置

魚種又は業種の転換（漁獲対象魚種又は業種の転換であって、転換後の漁業を3年以上の間継続するもの。以下イの（エ）において同じ。）をするために必要な漁具又は漁ろう設備を取得又は設置した者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。
- (ii) 不要漁具のスクラップ処分等

魚種又は業種の転換により不要となる使用中の漁具（魚種又は業種の転換により廃業する転換前の業種に係るものに限る。）について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。
- ii (i) 及び (ii) の事業は、f に規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。
- iii 魚種転換等支援事業の対象となった漁船については、魚種転換等支援助成金の交付申請を行った年度から3年度の間（a）に規定する再編整備支援事業の対象としない。
- f 事業計画の作成

事業実施機関は、再編整備等推進支援事業を実施しようとするときは、別記様式第25号又は第26号により再編整備等推進支援事業計画（以下イの（エ）において「事業計画」という。）を作成し、（a）及び（b）の手順により水産庁長官へ提出し、その承認を得なければならない。これを変更するときも、提出の手順については同様とする。

なお、事業計画の承認後において、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船が事故等により航海に堪えられなくなった場合は、当該漁船を事業計画から削除し、当該事業計画の変更を行うものとする。
- (a) 事業実施機関は、事業計画に必要書類を添付の上、財団の代表者に提出するものとする。
- (b) 財団の代表者は、（a）の事業計画の提出を受けたときは、その内容を確認の上、当該事業計画を水産庁長官に提出するものとする。この場合、当該事業計画が大臣許可漁業のみに係る

場合以外の場合については、沖縄県知事を経由して水産庁長官へ提出（沖縄県知事は当該事業計画に係る意見書を添付）するものとする。

g 事業計画の承認

水産庁長官は、事業実施機関が提出した事業計画につき、その事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備を円滑に推進する上で必要と認める場合には、当該事業計画を承認し、当該事業計画書の写しを財団の代表者及び沖縄県知事に送付するものとする。当該事業計画の変更について承認するときも同様とする。

(a) 再編整備支援事業及び魚種転換等支援事業の共通要件

- i この事業による減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。）第 6 条の規定に基づく整備事業によるものである場合には、当該整備事業に係る整備計画が農林水産大臣により適当である旨の認定を受けていること。
- ii 事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備が的確に実施されると認められること。
- iii この事業によるもののほか、事業計画に関して、国からの補助金等の交付を受けていないこと。

(b) 再編整備支援事業の特別要件

- i 再編整備支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、(i) 及び (ii) の要件を満たし、再編整備支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (i) 再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等を行う者が受け取る不要漁船処理対策助成金及び不要漁船・漁具処理対策助成金の額は、h の (b) で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額が h の (b) で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。
 - (ii) 事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者であって、減船により当該業種から退出する者以外のもの（以下イの (エ) において「残存漁業者」という。）又は漁業協同組合、漁業団体、地方公共団体等（以下イの (エ) において「残存漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額が、次の全ての要件を満たしていること。

ア) 残存漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。

イ) 原則として、全ての残存漁業者が負担を行うとともに、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額であること。

ただし、原則によりがたい場合であっても、減船等を実施する者が残存漁業者等に該当する場合、減船等を実施する者以外の残存漁業者も助成金を負担することとし、減船等を実施する者の負担金額は、事業資金の造成に係る負担を行う残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額を上限とすること。

ウ) 事業実施機関等の団体が残存漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける場合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条の 4 第 2 項において規定する信用事業（以下「信用事業」という。）によるものを除く。）については、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

- ii 単に減船等を行う者の負債対策のみを目的として行われるものではないこと。

(c) 魚種転換等支援事業の特別要件

- i 魚種転換等支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、(i) 及び (ii) の要件を満たし、魚種転換等支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (i) 魚種又は業種の転換をする者が受け取る魚種転換等支援助成金の額は、h の (b) で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額が h の (b) で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。
 - (ii) 事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者及び漁業協同組合、漁業団体、地方公共団体等（以下イの (エ) において「漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び事業計画に参加する各漁業者の負担

金額が、次の全ての要件を満たしていること。

ア) 漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額、事業計画に参加する各漁業者の負担金額は、事業計画に参加する漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。

イ) 事業実施機関等の団体が事業計画に参加する漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける（信用事業によるものを除く。）場合は、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

ii 魚種又は業種の転換による転換後の業種等における船舶の隻数の増加等について特段問題のないものと認められること。

h 財団から事業実施機関へ交付する事業資金助成金の基準

財団は、実施要領第4の1により造成した基金の範囲内において、事業実施機関に対し、事業実施機関がeの事業を実施するために造成する事業資金（b）に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。）につき、eの事業の区分ごとに（b）に掲げる算定方式によって得られる額に（a）に掲げる割合を乗じた額を事業資金助成金として助成するものとする。

(a) 助成割合

i 再編整備支援事業

(i) 大臣許可漁業 2/3 以内

(ii) 知事許可漁業 1/2 以内

ii 魚種転換等支援事業 1/2 以内

(b) 算定方法

i 再編整備支援事業

(i) 不要漁船処理対策助成金

再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格とし、次の算式により算定される額とする。

また、この算式におけるそれぞれの値は、ア) からエ) までによるものとする。

なお、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等をeの(a)のiの(i)のア)のc)に定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額とする。

漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格 = $W \times A \times B \times C$

ア) Wは、当該漁船の総トン数の数値（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数）とする。

イ) Aは、当該漁船の別表4に定める基準単価（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準単価。以下イの(エ)において同じ。）とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船について、該当する基準単価の記載がない場合又は船質が軽合金等であって別表4に定める当該漁船の新船建造価格が不明な場合については、事業実施機関は、eの規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について水産庁長官と協議するものとする。

ウ) Bは、当該漁船の経過年数（当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は11年（当該漁船が木船である場合については7年。以下イの(エ)において同じ。）より低い場合については、当該平均船齢又は11年のいずれか高いもの）に応じた別表5に定める時価現存率（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の時価現存率）とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の経過年数について該当する時価現存率の記載がない場合は、事業実施機関は、eの規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について、水産庁長官と協議するものとする。

エ) Cは、それぞれの場合において次のとおりとする。

① eの(a)のiの(ii)のア)の場合については、次の算式により算出して得た値とする。

$$\frac{\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数} - \text{小型化後に使用する漁船の総トン数}}{\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数}}$$

② eの(a)のiの(ii)のイ)のうち、漁法の転換による場合にあつては、水産庁長官と協議した漁法の転換による漁獲努力量縮減率とし、附属船の縮減の場合にあつては0.9とする。

- ③ ①及び②のいずれにも該当しない場合については、1とする。
- (ii) 不要漁船・漁具処理対策助成金
- (i) で算出される額と次の算式により算定される再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格（再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を e の (a) の i の (i) のイ) の b) に定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額。以下イの (エ) において同じ。）との合計額とする。
- $$\text{漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格} = \text{漁具購入額} \times 2 / 3$$
- ii 魚種転換等支援事業
- (i) 魚種転換等支援助成金
- ア) 漁具又は漁ろう装置の取得又は設置
漁具又は漁ろう装置の取得又は設置に実際に要した額とする。
- イ) 不要漁具のスクラップ処分等
i の (ii) の算定方法により算出した魚種転換等支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格の額とする。
- i 事業実施機関における事業資金の造成
- 事業実施機関は、水産庁長官の承認を受けた事業計画に従い、この事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者への不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付に充てるため、次により事業資金を造成するものとする。
- (a) 事業資金の造成は、h の (b) に定める算定方式によって得られる額を基準として、次の割合を乗じた額により、沖縄県、事業実施機関及び残存漁業者等の負担金並びに財団からの事業資金助成金をもって行うものとする。
- i 再編整備支援事業
- (i) 大臣許可漁業
- ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合
イ) 財団 2 / 3 以内
- (ii) 知事許可漁業
- ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合
イ) 沖縄県 1 / 3
ウ) 財団 1 / 2 以内
- ii 魚種転換等支援事業
- (i) 漁業者等 1 / 2 以上
(ii) 財団 1 / 2 以内
- (b) 減船等の対象となる業種の 1 割以上が減船等に取り組む場合又は魚種転換等支援事業の場合については、(a) の規定にかかわらず、沖縄県、残存漁業者等又は漁業者等の負担割合を変更することができるものとする。
- (c) 事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。
- j 財団から事業実施機関への事業資金助成金等の交付
- (a) 事業実施機関は、e の (a) 又は (b) の事業を実施するための事業資金を造成するため、財団から事業資金助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第 27 号により事業資金助成金交付申請書を作成し、これに e の (a) 又は (b) によりこの事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者が作成した別記様式第 28 号、第 29 号又は第 30 号による助成金交付申請書に必要書類を添付の上、財団に提出しなければならない。
- (b) 財団は、(a) の事業資金助成金交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認めるときは、当該事業実施機関に対し、事業資金助成金の交付を行うものとする。
- (c) 事業実施機関は、財団から交付を受けた事業資金助成金、沖縄県、事業実施機関、残存漁業者等による負担金等により、事業資金を造成した後、(a) の助成金交付申請書に基づき、それぞれ不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金を交付するものとする。
- k 事業実績の報告

- (a) 事業実施機関は、事業終了後遅滞なく、別記様式第 36 号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- (b) 財団は、(a) の事業実績報告書の提出があった場合は、別記様式第 37 号により水産庁長官に報告するものとする。
- l 事業資金助成金の返還

財団は、事業実施機関が不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付を全て終了した場合において、この事業に係る事業資金に残額が生じたときは、当該事業実施機関に対し、当該残額のうち財団が事業実施機関に交付した事業資金助成金に相当する金額を財団に返還すべきことを命ずるものとする。
- m 事業の委託

財団は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、あらかじめ、水産庁長官の承認を受けて、当該事業に係る事務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- ウ 漁業環境整備の推進
 - (ア) 海岸清掃等活動支援事業
 - a 財団による助成

財団は、事業実施者（以下ウの（ア）において「活動組織」という。）に対して、財団が海岸清掃等活動支援事業（以下ウの（ア）において「支援事業」という。）に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業内容

漁業者等が漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対し支援を行うものとする。
 - c 助成の対象経費

支援事業の助成金の対象となる活動（以下ウの（ア）において「活動項目」という。）は、別表 6 に掲げるものとする。
 - d 活動組織

この事業の活動組織は、（3）の事業実施者のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

 - (a) 本対策の趣旨を踏まえ、活動組織の構成員として漁業者以外の者の参加を積極的に受け入れること。
 - (b) 効果的に活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて構成されていること。
 - (c) 次に掲げるすべての事項を活動組織の規約（以下ウの（ア）において「規約」という。）として定めていること。なお、規約は、別記様式第 38 号を参考に作成するものとする。
 - i 活動の目的、構成員、合議方法その他組織運営に必要な事項を定めていること。
 - ii 活動の対象とする内容が別表 6 に掲げる活動項目であること。
 - (d) 活動計画は別記様式第 39 号を参考に作成するものとする。
 - e 助成の実施

支援事業の助成金の助成額は、別表 6 の単価表から算出した助成金額を合計した額とする。なお、財団は、助成の実施に当たって、本事業と類似する他の国の事業と重複して実施しない様、事前に調整することとする。
 - f 支援事業の採択申請等
 - (a) 支援事業の助成金の交付について採択を受けようとする活動組織の代表者は、支援事業の採択申請書を別記様式第 40 号により作成し、規約及び活動計画を添付の上、財団に提出するものとする。
 - (b) (a) の申請を受けた財団は、申請書を審査の上、当該活動組織に支援事業の助成金を交付することが適当と認められるときは、採択し、速やかに当該活動組織の代表者に別記様式第 41 号により支援事業の助成金の採択通知書を交付する。
 - (c) 財団は、(b) の活動組織の採択を行った場合は、別記様式第 42 号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。
 - (d) 支援事業の採択申請の内容、規約又は活動計画に変更があった場合の事務手続は、次のとおりとする。
 - i 活動組織の代表者は、財団から通知された採択通知の内容、財団に提出した規約又は活動計画に変更があるとき（iii の場合を除く。）は、速やかに財団に別記様式第 43 号により承認を申請しなければならない。

- ii 財団は、i の申請の内容を審査の上、その内容が適切であると認められるときは、これを承認し、速やかに別記様式第 44 号により当該活動組織の代表者に通知しなければならない。
- iii 活動組織の代表者は、規約又は活動計画のうち支援事業の助成金額及び交付に係る要件に該当しない変更をしたときは、財団に別記様式第 45 号により届出を行うものとする。
- iv 財団は、ii の変更承認を行った場合は、別記様式第 46 号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。
- g 実施状況の報告
 - 活動組織の代表者は、財団が定めた期日までに別記様式第 47 号により、活動計画の実施状況について、財団に提出及び報告するものとする。
- h 実施状況等の確認
 - (a) 財団は、活動計画に定められた事項の実施状況等について、別記様式第 47 号に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、現地においてこれを確認するものとする。
 - (b) 実施状況等の確認方法及び確認の実施体制については、別紙の別記のとおりとする。
- i 支援事業の助成金の返還
 - (a) 活動組織が対象活動を実施するにあたり、次のいずれかに該当するときは、財団は支援事業の助成金の返還等の措置を講ずるものとする。
 - i 活動組織規約で定められた事項が遵守されていないとき
 - ii 支援事業の助成金が活動計画に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められたとき
 - (b) 財団は、活動組織が i の (a) の i 又は ii に該当することのないようにするため、適切に指導するものとする。
 - (c) i の (a) の i 又は ii に該当した場合であっても、自然災害その他やむを得ない理由が認められるときは、支援事業の助成金の返還を免除することとする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該活動組織については、当該年度以降の支援事業の助成金の交付は行わないこととする。
 - (d) 財団は、活動組織が対策事業の助成金を返還する必要があるときには、当該活動組織の代表者に速やかに通知することとする。
- j 支援事業の助成金の会計経理
 - (a) 証拠書類の保管
 - 財団及び支援事業の助成金の交付を受けた活動組織は、証拠書類を保管するものとする。
 - i 財団
 - 財団は、支援事業の助成金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を事業の助成金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して 5 年間保管しなければならない。
 - (i) 予算書及び決算書
 - (ii) 支援事業の助成金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - (iii) その他支援事業の助成金に関する書類
 - ii 活動組織
 - 活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して 5 年間、次に掲げる書類を保管しなければならない。
 - (i) 金銭出納簿
 - (ii) 領収書その他支払いを証明する書類
 - (b) 会計経理の適正化
 - 活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。
 - i 支援事業の助成金は、他の事業と区分して経理を行うこと。
 - ii 支援事業の助成金は、活動計画に規定した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。
 - iii 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に口座を設けること。
 - (c) 支援事業の助成金の清算
 - 活動組織は、年度末に残額が生じたときは、当該残額を財団に返還するものとする。
 - (d) 抽出検査の実施

水産庁長官は、必要に応じ、財団立ち会いの下、活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

k 事業の実施状況

財団は、毎年度、gに基づいて提出された支援事業に係る実施状況報告書のうち活動確認一覧表を取りまとめ、別記様式第 48 号により、当該事業を実施した翌年度の 4 月末日までに、水産庁長官に提出するものとする。

1 事務等の委託

活動組織は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、事業の助成金に係る活動及び事務の一部を当該対象活動組織の構成員以外の者に委託等を行うことができるものとする。

(5) 事業検討委員会の構成等

ア事業検討委員会（以下この項目において「検討委員会」という。）の委員は学識経験を有する者等 6 人以内で組織し、財団の長が委嘱するものとする。また、財団の長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。

イ 検討委員会は、次の事項について検討し、財団の長に意見を述べるることができるものとする。

(ア) 沖縄漁業基金事業のあり方

(イ) 沖縄漁業基金事業と他の関連施策との連携のあり方

(ウ) その他沖縄漁業基金事業の実施に関連する事項

ウ 財団は、沖縄漁業基金事業を実施するに当たり、イの意見を尊重するものとする。

(6) 基金の管理等

ア財団は、沖縄漁業基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業基金事業勘定を設けるものとする。

イ財団は、沖縄漁業基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。

ウ 沖縄漁業基金の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、別記様式第 49 号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め（4）に掲げる事業に充てることができるものとする。

(7) 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、財団及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

(8) 助成完了の報告、沖縄漁業基金（沖縄漁業基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）の清算及び返還

ア財団は、実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、沖縄漁業基金事業の助成が全て完了した場合は、別記様式第 50 号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ財団は、その通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに沖縄漁業基金事業の清算を行い、別記様式第 51 号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、沖縄漁業基金事業に残額が生じているときは、財団は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第 27 に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、財団は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、沖縄漁業基金（沖縄漁業基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

別表 1 （（4）のアの（ウ）の d の関係）

区 分	助 成 率
(1) 沖縄県周辺水域における台湾の漁船による被害	定 額
(2) その他の外国漁船による被害	1 / 2 以内
(3) 代替漁具等の整備	定 額

別表 2 （（4）のアの（ウ）の d の関係）

区 分	価 額（千円／被害件数）
まぐろはえ縄漁具	7,000 千円／件
浮き魚礁	7,500 千円／件

別表3（（４）のイの（ウ）のcの（c）のiの関係）

区 分	助 成 率
（４）のイの（ウ）のcの（a）のiに規定する割合が 10%以上 30%未満の者	1／3以内
（４）のイの（ウ）のcの（a）のiに規定する割合が 30%以上の者	1／2以内
（４）のイの（ウ）のcの（a）のiiの者 ・50 トン未満漁船漁業 ・50 トン以上 100 トン未満漁船漁業 ・100 トン以上漁船漁業	1／3以内 2／5以内 1／2以内

別表4（（４）のイの（エ）のhの（b）のiの（i）のイ）の関係）

基準単価

1 鋼 船

1 類

（トン当たり千円）

	100 トン未満	100 トン以上 200 トン未満	200 トン以上 600 トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	2, 6 1 0	3, 5 1 0	2, 1 6 0
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網	2, 7 0 0	1, 9 8 0	1, 4 4 0
い か 釣 り	1, 8 9 0	1, 3 5 0	1, 8 0 0
ま き 網（網 船）	3, 7 8 0	3, 6 0 0	3, 6 9 0
〃（灯 船 等）	4, 1 4 0		
〃（運 搬 船）	1, 8 9 0	2, 7 9 0	1, 6 2 0
底 び き 網、捕 鯨	2, 4 3 0	2, 6 1 0	3, 1 5 0
以 西 底 び き 網	2, 2 5 0	2, 2 5 0	1, 6 2 0
運搬（まき網付属運搬船を除く。）	9 0 0	1, 2 6 0	8 1 0
構造簡易漁船（総トン数20トン未満に限る。）	6 3 0		
そ の 他	2, 3 4 0	1, 1 7 0	1, 0 8 0

2 類

（トン当たり千円）

	100 トン未満	100 トン以上 200 トン未満	200 トン以上 600 トン未満	600 トン以上
さけ・ます、北洋たらはえなわ	3, 9 6 0			
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網、いか流し	3, 9 1 5	3, 0 6 0	1, 7 1 0	1, 0 2 6
い か 釣 り	2, 7 4 5	2, 0 7 0	1, 3 2 3	8 9 1
ま き 網（網 船）	4, 5 0 0	3, 8 7 0	3, 6 9 0	3, 4 2 0
〃（灯 船 等）	4, 9 5 0			
〃（運 搬 船）	1, 8 9 0	2, 7 9 0	1, 6 2 0	1, 2 6 0
底 び き 網、捕 鯨	2, 4 3 0	3, 4 2 0	2, 3 4 0	1, 5 3 0
以 西 底 び き 網	2, 2 5 0	2, 2 5 0	1, 6 2 0	1, 6 2 0
運搬（まき網付属運搬船を除く。）	9 0 0	1, 2 6 0	8 1 0	8 1 0
構造簡易漁船（総トン数20トン未満に限る。）	6 3 0			
そ の 他	2, 3 4 0	1, 1 7 0	1, 0 8 0	1, 0 8 0

2 合成樹脂船

1 類

(トン当たり千円)

	5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さ け ・ ま す	4, 1 4 0	4, 6 8 0	3, 3 3 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	4, 2 3 0	4, 0 5 0	2, 6 1 0
い か 釣 り	3, 3 3 0	2, 7 0 0	2, 2 5 0
底 び き 網 (外 海)	2, 9 7 0	2, 9 7 0	4, 1 4 0
底 び き 網 (内 海 等)	2, 7 0 0	2, 4 3 0	
ま き 網	4, 5 0 0	3, 8 7 0	5, 7 6 0
一 本 釣 り、さ し 網、 は え な わ、ひ き 網	3, 3 3 0	3, 0 6 0	2, 7 0 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 7 1 0	1, 4 4 0	
そ の 他	3, 2 4 0	2, 8 8 0	3, 2 4 0

2 類

(トン当たり千円)

	5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さ け ・ ま す	3, 1 5 0	3, 9 6 0	3, 6 0 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	3, 3 5 7	3, 7 8 0	4, 0 4 1
い か 釣 り	2, 5 2 0	2, 4 3 0	2, 0 9 7
底 び き 網 (外 海)	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 4 7 4
底 び き 網 (内 海 等)	2, 0 7 9	2, 0 5 2	
ま き 網	3, 3 3 0	3, 4 2 0	3, 0 2 4
一 本 釣 り、さ し 網、 は え な わ、ひ き 網	2, 6 9 1	2, 6 6 4	2, 4 3 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 2 8 7	1, 2 6 0	
そ の 他	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 5 8 2

3 木 船

1 類

(トン当たり千円)

	5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たら はえなわ、さば 釣 り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 5 3 0
い か 釣 り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 1 7 0
底 び き 網	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 4 4 0
さし網、敷網、ひき網、まき網	2, 1 6 0	1, 5 3 0	1, 4 4 0
運 搬		6 3 0	1, 1 7 0
構造簡易漁船（総トン数20トン未 満に限る。）	7 2 0	6 3 0	
そ の 他	2, 1 6 0	1, 2 6 0	1, 1 7 0

2 類

(トン当たり千円)

	5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たら はえなわ、さば 釣 り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 4 4 9
い か 釣 り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 1 1 6
底 び き 網	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 3 4 1
さし網、敷網、ひき網、まき網	1, 5 3 0	1, 3 5 0	1, 3 4 1
運 搬		5 7 6	1, 1 1 6
構造簡易漁船（総トン数20トン未 満に限る。）	5 4 9	5 7 6	
そ の 他	1, 5 3 0	1, 1 2 5	1, 1 1 6

- (注) 1. 1 類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55 年法律第 40 号）第5条第2 項（同条第3 項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。2. において同じ。）とする。
2. 2 類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。
3. 軽合金等1 から3 までに該当しない船質のものについては、当該漁船の新船建造価格に0. 9 を乗じ、当該漁船の総トン数で除して得た額とする。

別表5（（4）のイの（エ）のhの（b）のiの（i）のウ）の関係）

項 目 トン数区分		鋼 船、合 成 樹 脂 船								木 船			
		1 0 0 トン未満				1 0 0 トン以上							
経過年数	進水年月日	49 ・ ・ ・ 1 以降	46 49 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 46 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 ・ ・ ・ 31 以前	49 ・ ・ ・ 1 以降	46 49 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 46 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 ・ ・ ・ 31 以前	49 ・ ・ ・ 1 以降	46 49 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 46 ・ ・ ・ 1 以降 以前	42 ・ ・ ・ 31 以前
	7 年以上 8 年未満									0. 423			
	8 " 9 "									0. 378			
	9 " 10 "									0. 342			
	10 " 11 "									0. 306			
	11 " 12 "	0. 441				0. 441				0. 279			
	12 " 13 "	0. 414				0. 414				0. 252			
	13 " 14 "	0. 387				0. 387				0. 225			
	14 " 15 "	0. 360				0. 360				0. 198			
	15 " 16 "	0. 333				0. 333				0. 180	0. 117	0. 081	0. 054
	16 " 17 "	0. 315				0. 315							
	17 " 18 "	0. 297				0. 297							
	18 " 19 "	0. 279				0. 279							
	19 " 20 "	0. 261				0. 261							
	20 " 21 "	0. 243				0. 243							
	21 " 22 "	0. 225				0. 225							
	22 " 23 "	0. 207				0. 207							
	23 " 24 "	0. 198				0. 198							
	24 " 25 "	0. 189				0. 189							
	25 "	0. 180	0. 117	0. 081	0. 054	0. 180	0. 144	0. 090	0. 063				

(注) 軽合金等の船体については、当分の間、「鋼船、合成樹脂船」の現有率を適用する。

別表 6 ((4) のウの (ア) の c の関係)

活動項目	活動内容	活動規模	単位	交付単価
海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理(漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理費用)	重機リース代	1 台/回		32,000
	清掃資材費	1 式/回		15,000
	ゴミ処理費用	1 回		100,000
	運搬費(4トン車使用1台(運転手人件費込み))	1 台/回		40,000
	浚渫費(1立方メートルあたり)	1 m3		6,000
	備船料(1人分の人件費及び燃油費込)	1 隻/回		28,000
	日当	10人未満	人/回	7,500
	日当	10人以上	人/回	8,500
	モニタリング費	1ha～25ha(年6回未満)		180,000
		1ha～25ha(年6回以上)		250,000
		25ha～50ha(年6回未満)		390,000
		25ha～50ha(年6回以上)		550,000
		50ha～75ha(年6回未満)		600,000
		50ha～75ha(年6回以上)		850,000
		75ha以上(年6回未満)		810,000
		75ha以上(年6回以上)		1,150,000
	啓発・普及費	1 式		400,000

2-7-(2) 沖縄漁業安定基金事業

(1) 事業目的

沖縄県においては、米軍施設があることにより、社会経済面で大きな負担となっており、水産業においても周辺水域に広大な米軍訓練水域が設置されているため、沖縄県の水産業の振興に大きな支障となっているところである。また、沖縄県は、最盛期の台風の進路に当たっており、暴風雨や高波などの厳しい自然環境により、水産業への被害も発生している。

このような状況を踏まえ、本事業により沖縄県の漁業者が抱える負担の軽減、経営安定及び地域経済の活性化を図るものである。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下この項目において「財団」という。）とし、(4)の事業の総合的な実施及び調整、沖縄漁業基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業実施者

この事業の事業実施者とは、地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、漁業者又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会等を構成員とし、この事業の実施に当たり沖縄県の協力が得られなければならないものとする。

(4) 事業の内容

この事業は、財団が、以下のアからウまでの事業を沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）により行う事業とする。また、財団は、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）から、事業実施者に助成を行うものとする。

ア 漁業経営安定対策

(ア) 施設整備等利子助成事業

a 財団による助成

財団は、米軍による訓練、米軍艦船の航行、自然災害等の影響を受ける水域（以下、「米軍訓練等水域」という。）により、影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が施設整備等を行うために借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

b 事業の内容

(a) 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、(3)の事業実施者のうち平成27年2月3日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下アの(ア)及び(イ)において「助成対象者」という。）とする。なお、iの確認及び証明にあつては別記様式第52号により、iiの確認及び証明にあつては別記様式第53号により、iiiの承認にあつては別記様式第54号により、それぞれ申請するものとする。

i 米軍訓練等水域により、漁業経営に影響を相当程度受けると認められる旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下この項目及びアの(イ)において同じ。）

ii 米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受けると認められる旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合

iii i又はiiに掲げる者のほか、(5)に規定する事業検討委員会において、米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

(b) 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

i 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、漁船の装備に関する設備の導入等のための設備資金

ii 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

(c) 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- i 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 3 千万円
- ii 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 5 百万円
- iii 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 1 千万円

(d) 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

- i 設備資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から 5 年（漁船関係資金にあつては 10 年）のいずれか短い期間
- ii 運転資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から 1 年のいずれか短い期間

(e) 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- i 設備資金
利子相当額又は年利率 4 % として算定した額のいずれか低い額
- ii 運転資金
利子相当額の 1 / 2 に相当する額又は年利率 4.5 % として算定した額の 1 / 2 に相当する額のいずれか低い額

c 助成の実施

(a) 助成規程

財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程（以下この項目において「助成規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

(b) 助成申請

利子助成金の助成を受けようとする助成対象者（以下この項目において「申請者」という。）は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。

(c) 申請の承認

財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であつて、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。

(d) 利子助成金の助成

- i 融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。
- ii 財団は、助成規程の定めるところにより、i の請求に基づき利子助成金を支払うものとする。

(e) 利子助成金の助成の中止及び返還

財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であつて、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。

- i 融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合
- ii 事業を中止した場合
- iii 助成対象者に該当しなくなった場合
- iv 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合も含む。）
- v 助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合

d 事業の申請期間

この事業の申請期間は、平成 27 年 2 月 3 日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

e 報告

財団は、水産庁長官に対し c の (c) 承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後、遅滞なく、別記様式第 55 号による報告を行うものとする。

f 事業の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(イ) 保証料補助事業

a 財団による助成

財団は、(ア) の b の (b) に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者等に関し、沖縄県漁業信用基金協会（平成 29 年 4 月 3 日以降にあっては全国漁業信用基金協会。以下この項目において「沖縄県基金協会」という。）が引き受ける保証について、漁業者等から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を沖縄県基金協会に定額で助成するものとする。

b 事業の内容

沖縄県基金協会が引き受ける a の保証は、以下の要件を満たすものとする。

(a) 助成対象者

助成対象者である漁業者等であって、中小漁業融資保証法第 2 条第 1 項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。

(b) 対象資金

沖縄県基金協会が保証することができる資金のうち (ア) の b の (b) に掲げる資金とする。

(c) 保証の限度額

保証の限度額については、沖縄県基金協会業務方法書第 6 条第 1 項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、(ア) の b の (b) の i に規定する設備資金に係る保証の限度額については 3 千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、(ア) の b の (b) の ii に規定する運転資金（漁業者が借り入れるものに限る。）に係る保証の限度額については 5 百万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、(ア) の b の (b) の ii に規定する運転資金（漁業協同組合が借り入れるものに限る。）に係る保証の限度額については 1 千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とする。

(d) 保証引受期間

沖縄県基金協会が保証を引き受ける時点が、平成 27 年 2 月 3 日から平成 36 年 3 月 31 日までであること。

c 助成の実施

(a) 保証料助成の額

財団は、沖縄県基金協会に対し、同協会が本事業により引き受けた保証残高につき保証料率を乗じて得た額のうち保証料助成期間に相当する額を助成するものとする。

(b) 保証料助成期間

i 設備資金

アの b の (b) の i に規定する設備資金に係る保証にあっては保証終期までの間又は保証引受日から 5 年間（漁船関係資金にあっては 10 年間）のいずれか短い期間

ii 運転資金

アの b の (b) の ii に規定する運転資金に係る保証にあっては保証終期までの間又は保証引受日から 1 年間のいずれか短い期間

d 保証料助成金の返還

沖縄県基金協会は、c の (a) の助成の対象となった保証について、沖縄県基金協会業務方法書第 20 条の規定に基づく保証料の払戻しを行った場合において、払戻保証料のうち c の (b) の保証料助成期間分に相当する額（以下 d において「助成返還額」という。）が生じた場合は、当該額を年度ごとに財団に返還するものとする。

ただし、c の (a) による助成が行われる場合には、財団が当該助成の額から助成返還額を控除

することにより返還に代えることができるものとする。

e 報告

(a) 沖縄県基金協会は、本事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、事業開始後の保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第 56 号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。

(b) 財団は、(a) の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

f 事業の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(ウ) 漁業共済掛金補助事業

a 定義

漁業共済掛金補助事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(a) 「共済掛金」とは、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下この項目において「漁災法」という。）第 23 条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。

(b) 「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。

(c) 「国庫補助額」とは、漁災法第 195 条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2322 号農林水産事務次官依命通知）の第 3 の 1 の（1）に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。

(d) 「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。

(e) 「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

(f) 「共済責任期間」とは、漁災法第 109 条、第 119 条、第 125 条の 7 及び第 130 条の規定に定める期間をいう。

b 事業の内容

財団が、沖縄県における米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県の漁業協同組合に所属している漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

c 事業の実施

(a) 漁業共済掛金補助事業の対象等

この事業の助成対象者は、(3) の事業実施者のうち漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下この項目において「助成対象者」という。）であって、以下の i 及び ii に該当する共済契約者とする。なお、i の都道府県知事の確認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

i 漁災法第 77 条に規定する漁業共済事業に加入しており、(5) における事業検討委員会において、米軍訓練等水域に起因する漁業者負担の軽減を図るため、助成対象者として必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明書及び、都道府県知事の確認を得て、組合又は連合会を経由して特認承認申請書を財団へ提出するものとする。

ii 助成対象者が第 3 の 2 - 6 及び第 3 の 2 - 7 - (1) に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの。

(b) 漁業共済掛金助成金の交付

i 交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、1/2 以内の助成率を乗じた額とする。

ii 助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

iii ii の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。

iv 組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、交付変更申請書及び計画変更承認申請書を財団に提出するものとする。

v 財団は、iv の申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金補助交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者

- に対し、交付金の交付決定を行うものとする。
- vi 財団は、v の決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第 57 号により水産庁長官の承認を受けるものとする。
- (c) 事業の状況報告
- i 組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の 12 月末現在において、当該事業の遂行状況の報告書を、その翌月末日までに財団に提出するものとする。
- ii 財団は、i の報告があった場合は、別記様式第 58 号により水産庁長官に報告するものとする。
- (d) 漁業共済掛金補助金の支出
- i 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。
- ii 組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。
- iii 組合又は連合会は、毎事業年度終了後、遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副 2 部並びに c の (a) についての組合長の証明書及び (c) についての遂行状況の報告書を財団に提出するものとする。
- iv 組合又は連合会は、iii の交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。
- v 財団は、iii の交付実績報告書等の提出があった場合には、交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。
- vi 組合又は連合会は、c の (a) の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第 90 条第 2 項、第 91 条第 4 項、第 92 条第 2 項、第 113 条の 2 第 7 項、第 124 条の 2 第 5 項、第 125 条の 12 第 5 項及び第 136 条の 3 第 4 項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。
- (e) 事業実績の報告
- 財団は、(d) の iii の交付実績報告書等の提出及び (d) の vi の精算があった場合は、別記様式第 59 号により水産庁長官に報告するものとする。
- (f) 漁業共済掛金助成金の返還
- 財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金補助金の交付を受けたときは、漁業共済掛金補助金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。
- (g) 帳簿及び証拠書類
- 共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管するものとする。
- (h) 事務の委託
- 財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。
- (エ) 漁業用燃油支援対策事業
- a 財団による助成
- 財団は、漁業用燃油支援対策事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。
- b 事業の内容
- 漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、漁業経営の安定を図るため、沖縄県における米軍訓練水域や外国艦船等の影響を受ける漁業者に対して必要な支援を行うものとする。
- c 助成対象経費
- 漁業者に対する燃油購入に要する経費
- d 助成の実施
- 財団は、事業実施者に対し、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。
- 漁業経営セーフティネット構築事業加入者の年間燃油購入予定数量 1 K L × 1,000 円
- e 事業実施計画
- (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

- (b) 財団は、(a) の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第 60 号により水産庁長官に協議しなければならない。
- f 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a) による報告書の提出があった場合は、別記様式第 61 号により水産庁長官に報告するものとする。
- (オ) 漁具被害対策支援事業
 - a 財団による助成
 - 財団は、漁具被害対策支援事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容
 - 外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によって漁具や施設に被害が発生した場合、(3) に定める沖縄県の漁業関係者等が被害漁具等に対する賠償請求手続を行う際の取組を支援するものとする。
 - c 助成対象経費
 - 我が国の領海及び排他的経済水域内において発生する漁具被害等のうち、被害漁具等が外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであり、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費（通訳経費、翻訳経費等）。
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a) の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第 62 号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a) による報告書の提出があった場合は、別記様式第 63 号により水産庁長官に報告するものとする。
 - f 事業の委託
 - 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- イ 漁業生産向上対策
 - (ア) 操業安全対策事業
 - a 財団による助成
 - 財団は、操業安全対策事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容
 - 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行うものとする。
 - c 助成対象経費
 - 安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費。
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a) の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第 64 号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a) による報告書の提出があった場合は、別記様式第 65 号により水産庁長官に報告するものとする。
 - (イ) 漁業奨励補助事業

- a 財団による助成

財団は、漁業奨励補助事業の事業実施者に対し、（第3の2－6及び2－7－（1）に定める事業における漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）事業に要する経費を1／2以内で助成するものとする。
- b 事業の内容

自然災害等によって浮魚礁の流失被害が発生した場合、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な流失被害のあった浮魚礁の回収・処分、浮魚礁の導入等を行うものとする。
- c 助成対象経費

沖縄県周辺水域における我が国の領海及び排他的経済水域内において、自然災害等による流失被害のあった浮魚礁について、事業実施者が地方自治体から流失被害の確認を受けた場合に、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な被害のあった浮魚礁の回収・処分、浮魚礁の導入等に要する経費。

 - （a）用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。
 - （b）新設によるもののほか、既存資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。
- d 助成の実施

助成金の額は、cの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、1／2以内を乗じた額とする。ただし、事業に要した費用の額の上限は1件あたり1千万円未満とする。
- e 事業実施計画
 - （a）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - （b）財団は、（a）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第66号により水産庁長官に協議しなければならない。
- f 事業実績の報告
 - （a）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - （b）財団は、（a）による報告書の提出があった場合は、別記様式第67号により水産庁長官に報告するものとする。
- g 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- （ウ）地域漁業活性化事業
 - a 財団による助成

財団は、地域漁業活性化事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は1／2以内で助成するものとする。
 - b 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県における地域漁業の活性化、水産物の安定供給及び後継者の育成を図るために必要な次の事業を行うものとする。

 - （a）地域活性化計画策定事業

地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定を行うものとする。
 - （b）太平洋島嶼国入漁支援事業

ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオペレーターの乗船を支援するものとする。
 - （c）栽培漁業推進事業

稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定を行うものとする。
 - （d）後継者育成支援事業

地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修を行うものとする。
 - c 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとする。

 - （a）地域活性化計画策定事業

地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定に必要な経費

- (b) 太平洋島嶼国入漁支援事業
ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオペレーターの乗船に必要な経費
- (c) 栽培漁業推進事業
稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定に必要な経費
- (d) 後継者育成支援事業
地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修に必要な経費（旅費、会場借料等）
- d 助成の実施
助成金の額は、cの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率を乗じた額とする。
 - (a) 地域活性化計画策定事業 1／2以内
 - (b) 太平洋島嶼国入漁支援事業 定 額
 - (c) 栽培漁業推進事業 1／2以内
 - (d) 後継者育成支援事業 1／2以内
- e 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第68号により水産庁長官に協議しなければならない。
- f 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第69号により水産庁長官に報告するものとする。
- g 事業の委託
事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (エ) 資源管理型漁業推進事業
 - a 財団による助成
財団は、資源管理型漁業推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。
 - b 事業の内容
沖縄県において発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動及びその計画策定等を行うものとする。
 - c 助成対象経費
陸上監視計画の策定及び陸上監視に要する経費
 - d 事業実施計画
 - (a) 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
 - (b) 財団は、(a)の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第70号により水産庁長官に協議しなければならない。
 - e 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a)による報告書の提出があった場合は、別記様式第71号により水産庁長官に報告するものとする。
 - f 事業の委託
事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- ウ 水産物流通加工対策
 - (ア) 水産物販路拡大推進事業
 - a 財団による助成

財団は、水産物販路拡大推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を行うものとする。財団が、沖縄県産水産物・食品の販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（a）、（b）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

（a）事業実施者

この事業の実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

（b）取組の要件

この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の i 及び ii を満たすこととする。

- i 沖縄県産水産物の消費拡大を推進するための取組であること
- ii 取組による効果が十分に期待できること

c 手続

（a）助成要領の作成

財団は、事業開始後、速やかに、水産物販路拡大推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第 72 号により水産庁長官の承認を得なければならない。

（b）事業実施計画の承認

- i 事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。
- ii 財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第 73 号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
- iii 承認された事業実施者は、財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

（c）助成金の概算払

事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d 助成対象経費

沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組に要する経費

e 事業実績の報告

- （a）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- （b）財団は、（a）による報告書の提出があった場合は、別記様式第 74 号により水産庁長官に報告するものとする。

f 事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）水産物流通加工推進事業

a 財団による助成

財団は、水産物流通加工推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は 1/2 以内で助成するものとする。

b 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物流通促進のため、米軍訓練等水域の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が以下の（a）の事業を行うものとする。財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（b）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

（a）取組内容

- i 水産物流通加工推進事業

- 沖縄産水産物の加工商品及び流通手法の開発、機器の導入を行う。
- ii 水産物流通経路開発支援事業
漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等の借料支援を行う。
- (b) 事業採択基準
- i 事業実施者
この事業の実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。
 - ii 取組の要件
この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の(i)から(iii)を満たすこととする。
 - (i) 沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること
 - (ii) 取組による効果が十分に期待できること
 - (iii) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること
- c 手続
- (a) 助成要領の作成
財団は、事業開始後、速やかに、水産物流通加工推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第75号により水産庁長官の承認を得なければならない。
 - (b) 事業実施計画の承認
 - i 事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。
 - ii 財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第76号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
 - iii 承認された事業実施者は、財団に対し、助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。
 - iv 助成金の概算払
事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。
- d 助成対象経費
- 沖縄産水産物流通促進のため、次の経費に対し、助成を行うものとする。
- (a) 水産物流通加工推進事業
沖縄産水産物の流通を促進するため、加工商品及び流通手法の開発、機器の導入に要する次の経費を助成する。
なお、第3の2-7-(1)に定める事業の助成金、3-2-(2)ア及びイに定める事業の補助金の交付を受ける場合、助成を実施しない。
 - i 水産物の加工商品の開発のために必要な機器、資材の取得に要する経費
(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)
 - ii 水産物の流通手法の開発に必要な機器、資材の取得に要する経費
(検査機器、衛生管理機器、冷凍・冷蔵機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)
 - iii 加工経費
(一次加工等に要する経費)
 - iv 商品開発に要する経費
 - v 流通促進に要する経費
 - vi 事業実施のためにその他水産庁長官が必要と認めた経費
 - (b) 水産物流通経路開発支援事業
水産物の流通経路を開発するために必要な漁協と一体となって取り組む店舗及び加工設備等の借料を助成する。
- e 事業の実施
- 助成金の額は、dの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率を乗じた額とする。
- (a) 水産物流通加工推進事業 1 / 2 以内

- (b) 水産物流通経路開発支援事業 定 額
- f 事業実績の報告
 - (a) 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
 - (b) 財団は、(a) による報告書の提出があった場合は、別記様式第 77 号により水産庁長官に報告するものとする。
 - (c) 事業実施者は、この事業により取得した機器等や助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。
- g 事業の委託
 - 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (5) 事業検討委員会の構成等
 - ア事業検討委員会（以下この項目において「検討委員会」という。）の委員は学識経験を有する者等 6 人以内で組織し、財団の長が委嘱するものとする。また、財団の長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。
 - イ 検討委員会は、次の事項について検討し、財団の長に意見を述べるることができるものとする。
 - (ア) 沖縄漁業安定基金事業のあり方
 - (イ) 沖縄漁業安定基金事業と他の関連施策との連携のあり方
 - (ウ) その他沖縄漁業安定基金事業の実施に関連する事項
 - ウ 財団は、沖縄漁業安定基金事業を実施するに当たり、イの意見を尊重するものとする。
- (6) 基金の管理等
 - ア財団は、沖縄漁業基金を管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業安定基金事業勘定を設けるものとする。
 - イ 財団は、沖縄漁業安定基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業安定基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。
 - ウ 沖縄漁業安定基金事業勘定の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、別記様式第 78 号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め(4)に掲げる事業に充てることができるものとする。
- (7) 指導及び監督
 - 水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、財団及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。
- (8) 助成完了の報告、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）の清算及び返還
 - ア財団は、実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、沖縄漁業安定基金事業の助成が全て完了した場合は、別記様式第 79 号により、水産庁長官に報告するものとする。
 - イ 財団は、その通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに沖縄漁業安定基金事業の清算を行い、別記様式第 80 号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、沖縄漁業安定基金事業に残額が生じているときは、財団は当該残高を国庫に返還するものとする。
 - また、交付要綱第 27 に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、財団は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

別 紙

別記

実施状況の確認方法及び確認の実施体制について

財団は、活動組織が実施する対象活動の実施状況を確認するものとし、その事務処理は、次のとおりとする。

1 書類審査

書類審査は、対象活動の実施状況を確認するための書類に基づき、対象活動が活動計画に即して適正に実施されていることを確認するものとする。

2 事業実施確認の事前準備

(1) 確認計画の策定

財団は、活動組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ検討を行うものとする。

(2) 関係機関への協力要請

財団は、事業実施確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

3 実施確認

(1) 対象活動組織への通知

実施確認に当たっては、財団は、あらかじめ該当する活動組織と協議するものとする。

(2) 実施確認の方法

ア実施確認は、原則、現地において活動計画に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行うものとする。

イ現地確認に当たって、対象活動の確認が財団のみでは困難であると判断される場合には、活動組織の構成員、漁業協同組合連合会等の関係機関の立会いを求めることができる。

ウ活動範囲及び時期により、やむを得ず、現地での確認が困難な場合には証拠写真、実施報告等により確認に替えることができる。

4 確認業務の委託

財団は、実施状況の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。

(1) 実施状況の確認に必要な技術的な能力を有していること。

(2) 実施状況の確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

(3) 確認を行う活動組織の構成員でないこと。

第4 交付要綱第23の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、一般社団法人日本トロール底魚協会とする。

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）
- (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について（昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知）
- (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について（平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知）

2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則（平成23年3月31日22水港第2463号）

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成24年4月6日23水港第2882号）

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日 24 水港第 1709 号）
この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）
この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日 24 水港第 2886 号）
この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

- 附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 190 号）
- 1 この改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
 - 2 平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
 - 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成 25 年 1 月初日から平成 25 年 3 月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
 - 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成17 年4 月1 日付け16 水漁2543 号水産庁長官通知）
 - （2）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成22年3月30日付け21 水漁第2964号水産庁長官通知）
 - （3）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成22 年3 月30 日付け21 水漁第2975 号水産庁長官通知）

附 則（平成 25 年 6 月 7 日 25 水港第 758 号）
この改正は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 3 日 25 水港第 1966 号）
この改正は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

- 附 則（平成 26 年 2 月 6 日 25 水港第 2655 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
 - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）
- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
 - 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
 - （1）漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和51 年 6 月 1 日付け51 水漁第2900 号水産庁長官通知）
 - （2）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成23 年 9 月 1 日付け22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
 - （3）資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）
この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

別記参考様式第1号（第2第1項関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第1 事業の目的

第2 事業の内容

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第2号 (第2第1項関係)

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所在地

团体名

代表者の役職及び氏名

印

平成 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき、提出する。

記

第1 変更の目的

第2 変更の内容

(事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること)

別記参考様式第3－1号（第2第3項関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る特許権等の放棄の協議

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 放棄の理由

平成 年度〇〇〇事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があつた標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け水産第2597号水産庁長官通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
- 6 放棄の理由（放棄の場合）

(2-7-(1)) 沖縄漁業基金事業 (沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業を除く。))

別記様式第1号

〇〇年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり海底清掃事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7の(1)の(4)のアの(ア)のdの(a)のiiの規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	主な対象海域

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合 計				

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第2号

〇〇年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり海底清掃事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7の(1)の(4)

のアの（ア）のeの（b）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	主な対象海域

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合 計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第3号

〇〇年度外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2－7－1の（1）の（4）のアの（イ）のdの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 (実施海域図を添付すること)

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第4号

〇〇年度外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のアの（イ）のeの（b）の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 (実施海域図を添付すること)

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第5号

〇〇年度漁具被害復旧支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁具被害復旧支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のアの（ウ）のeの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

(1) 被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

(2) 被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

(3) 代替漁具等の整備

事業実施者	漁具・施設種類	購入日	代替漁具の整備に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第6号

〇〇年度漁具被害復旧支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

 番 号
 年 月 日

水産庁長官 殿

 住 所
 公益財団法人沖縄県漁業振興基金
 財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁具被害復旧支援事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のアの(ウ)のfの(b)の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

(1) 被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

(2) 被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

(3) 代替漁具等の整備

事業実施者	漁具・施設種類	購入日	代替漁具の整備に要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第7号

〇〇年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり民間漁業者交流支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7-(1)の(4)のアの(エ)のdの(b)の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合 計				

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 8 号

〇〇年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7-(1)の(4)のアの(エ)のeの(b)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合 計				

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 9 号

〇〇年度操業状況等把握システム開発事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり操業状況等把握システム開発事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2－7の（1）の（4）のオの（オ）のdの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

（1）操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催

開催時期	開催場所	主な検討内容	出席人数	備考

（2）操業状況等把握システムの開発

開発項目	開発内容	備考

（3）操業状況等把握システムの運用

運用項目	運用内容	備考

（4）経費の区分

区 分	経費内訳	備考
1 操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催に要する経費		
2 操業状況等の把握に必要な機器の整備等に要する経費		
3 操業状況等の情報入手及び取りまとめに要する経費		
4 操業状況等把握システムの保守点検やシステム改修に要する経費		
合 計		

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

- ・事業実施者から提出された事業実施計画書の写し
- ・事業を委託して実施する場合には、当該委託契約書案の写し

別記様式第10号

〇〇年度操業状況等把握システム開発事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のアの(オ)のeの(b)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の経費

(1) 操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催

開催時期	開催場所	主な検討内容	出席人数	備 考

(2) 操業状況等把握システムの開発

開発項目	開発内容	備 考

(3) 操業状況等把握システムの運用

運用項目	運用内容	備 考

(4) 経費の区分

区 分	経費内訳	備 考
1 操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催に要した経費		
2 操業状況等の把握に必要な機器の整備等に要した経費		
3 操業状況等の情報入手及び取りまとめに要した経費		
4 操業状況等把握システムの保守点検やシステム改修に要した経費		
合 計		

3 事業完了年月日

4 添付書類

- ・事業実施者から提出された事業実績報告書の写し
- ・事業を委託して実施した場合には、当該委託契約書案の写し

別記様式第10-1号

〇〇年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のアの（カ）のdの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	整備する機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第10-2号

〇〇年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のアの（カ）のeの（b）の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	整備した機器名	設置日	安全操業確保のために必要な機器の整備等に要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第11号

沖縄産水産物流通促進事業の助成要領の承認申請書

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

沖縄産水産物流通促進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（ア）のcの（a）の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第12号

沖縄産水産物流通促進事業の審査結果の承認申請書

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（ア）のcの（b）のiiの規定に基づき、承認を申請します。

(注) 事業推進評価委員会の審査結果と、沖縄産水産物流通促進事業応募者から提出された目詰まり解消プロジェクト計画書を添付すること。

別記様式第13号

沖縄産水産物流通促進事業実施状況報告書（〇〇年度実施分）

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

沖縄産水産物流通促進事業（年度分）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（ア）のeの（a）のiiiの規程に基づき、その実施状況を報告する。

記				
プロジェクト 実施者名	所在地	助成対象事業に 要する経費	プロジェクト概要	備 考
		円		

（注）プロジェクト実施者より提出のあった当該年度の目詰まり解消プロジェクト実績報告書及び実施状況報告書の写しを添付すること。

別記様式第14号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 殿
沖縄県知事 殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名
(法人名)

印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（イ）のaの（b）のiの（i）に定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

〇〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○ 印
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○ ○○ 印

上記について、正確であることを確認する。

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 印

別 紙

取決め適用水域等での操業依存割合

区 分	年 度	年 度	年 度
総漁獲量 A	kg	kg	kg
うち取決め適用 水域等分 B	kg	kg	kg
依存割合 $B/A \times 100$	%	%	%
総漁獲金額 C	千円	千円	千円
うち取決め適用 水域等分 D	千円	千円	千円
依存割合 $D/C \times 100$	%	%	%

(注) 1 原則として、日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年の実績を記載すること。

ただし、総漁獲量又は総漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が10%を超える年度のみの記載も差し支えないものとする。

なお、実績の算定期間は、個人の場合にあつては、1月から12月、法人の場合にあつては、当該法人の事業年度とする。

2 漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第15号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○ ○○ 殿
沖縄県知事 殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名 ○○○漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○ 印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のイの(イ)のaの(b)のiの(ii)に定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○ ○○ 印

上記について、正確であることを確認する。

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 印

別 紙

区 分	年 度	年 度	年 度
総取扱量 A	トン	トン	トン
うち取決め適用 水域等分 B	トン	トン	トン
取扱割合 $B/A \times 100$	%	%	%
総取扱金額 C	千円	千円	千円
うち取決め適用 水域等分 D	千円	千円	千円
取扱割合 $D/C \times 100$	%	%	%

(注) 1 原則として、日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年の実績を記載すること。

ただし、漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の取決め適用水域等依存者分取扱割合が10%を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。

2 業務報告書及び漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第16号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

別添のとおり、事業検討委員会において、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のイの(イ)のaの(b)のiの(iii)に定める日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められたので、承認を申請します。

(注) 事業検討委員会の検討結果を添付すること。

別記様式第17号

○○年度漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（イ）のaの（e）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

単位（件、千円）

資 金 区 分	事 業 実 績				備 考
	○年○月に承認したもの		○年度承認実績		
	件 数	承認額	件 数	承認額	
漁業者が借り入れる設備資金					
漁業者が借り入れる運転資金					
漁業協同組合が借り入れる運転資金					
計					

別記様式第18号

○○年度漁業経営安定対策事業（特別保証対策事業）保証引受状況報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

住 所
全国漁業信用基金協会
理事長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（4）のイの（イ）のbの（e）のiの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 保証の引受状況（○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保証引受額				今四半期の保証引受額			
			うち6ヶ月以下のもの				うち6ヶ月以下のもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1. 設備資金 ア ●●●資金		円		円		円		円

イ □□資金								
2. 運転資金								
ア ○○資金								
イ △△資金								
合 計		円		円		円		円

2 保証残高及び代位弁済（累計）の状況（○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	保証残高		今四半期に代位弁済を行った額 （累計代位弁済額）	
	件数	金額	件数	金額
1. 設備資金		円		円
ア ●●資金				
イ □□資金				
2. 運転資金				
ア ○○資金				
イ △△資金				
合 計		円		円

別記様式第19号

○○年度漁業経営安定対策事業（特別保証対策事業）保険引受状況報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のイの(イ)のbの(e)のiiの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 保険の引受状況（○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保険引受額				今四半期の保険引受額			
			うち6ヶ月以下のもの				うち6ヶ月以下のもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1. 設備資金		円		円		円		円
ア ●●資金								
イ □□資金								
2. 運転資金								
ア ○○資金								
イ △△資金								

合 計		円		円		円		円
-----	--	---	--	---	--	---	--	---

2 保険引受残高及び保険金支払（累計）の状況（○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	保険引受残高		今四半期に保険金支払を行った額 （累計保険金支払済額）	
	件数	金額	件数	金額
1. 設備資金 ア ●●資金 イ □□資金 2. 運転資金 ア ○○資金 イ △△資金		円		円
合 計		円		円

別記様式第20号

漁業共済掛金助成事業に対する証明書

○○漁業協同組合長 殿

○ ○ ○ 知 事 殿

漁業共済掛金助成事業に対する助成の交付につき証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(1)の(4)のイの(ウ)のcの(a)のiに定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

○○漁業協同組合長 ○○ ○○ 印

上記について、正確であることを確認する。

年 月 日

○ ○ ○ 知 事 ○○ ○○ 印

別 紙

1 漁業共済掛金助成対象契約漁業種類

2 取決め適用水域等での操業依存割合

区 分		年度	年度	年度
漁 獲 量	A	k g	k g	k g
うち取決め適用水域等分	B	k g	k g	k g
依存割合 $B/A \times 100$		%	%	%
漁 獲 金 額	C	千円	千円	千円
うち取決め適用水域等分	D	千円	千円	千円
依存割合 $D/C \times 100$		%	%	%

- (注) 1 操業依存割合は、共済契約ごとに算定すること。なお、漁協一括契約及び漁業者集団契約については、構成員個々の操業依存割合も算定すること。
- 2 原則として、日台漁業取決め締結前の直近3か年の実績を記載すること。ただし、漁獲量又は漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が10%若しくは30%を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。
- なお、実績の算定期間は契約者が個人の場合にあっては1月から12月、法人の場合にあっては当該法人の事業年度とする。
- 3 漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第21号

全国合同漁業共済組合沖縄事務所 運営委員長兼所長 殿

外国漁船の操業や航行等に関する報告書

発見年月日・時刻	国 籍	船名又は漁具の 標示	発見位置 (N・E)	取決め適用水域・ 公海日本EEZ等を 記載	備 考 (漁具の特徴や漁船の 操業形態等を記載)

- (注) 1 外国漁船及び外国漁船が設置したと思われる漁具を発見しなかった場合は、欄外にその旨記載することとする。
- 2 船名又は漁具の標示欄については文字の判読が不可能な場合は空欄とする。

年 月 日
事業実施者名

印

別記様式第22号

〇〇年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号 (別添写し) をもって〇〇〇〇より交付申請あった 年度漁業共済掛金助成
交付金の交付を実施することとしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について (平成 22 年 3 月 26 日付
け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 2-7-(1) の (4) のイの (ウ) の c の (c) の vi の規定に基づき、
承認を申請する。

別記様式第 23 号

〇〇年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号 (別添写し) をもって〇〇〇〇より報告があったので、水産関係民間団体事
業実施要領の運用について (平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 2-7-(1) の
(4) のイの (ウ) の c の (d) の ii の規定に基づき、報告する。

別記様式第 24 号

〇〇年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号 (別添写し) をもって〇〇〇〇より報告があったので、水産関係民間団体事業
実施要領の運用について (平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 2-7-(1) の (4)
のイの (ウ) の c の (f) の規定に基づき、報告する。

別記様式第 25 号

〇〇年度再編整備等推進支援事業計画書 (再編整備支援事業)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のイの（エ）のfの規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 事業の区分

（注）減船及び漁船の小型化の区分、不要漁船処理対策及び不要漁船・漁具処理対策の別を記載すること。

2 全体事業計画

（1）減船等対象業種（漁業種類）の概要

（注）当該漁業に係る許可の取扱い等について記載すること。

（2）事業の計画期間及び規模

年 度	年度	年度	合 計
事業計画参加隻数			
減船（小型化）隻数			

（注）減船等を実施する年度、予定する減船等の総隻数を記載すること。

3 ○○年度事業計画

（1）廃業等の予定時期

廃業届提出予定年月日	年 月 日	スクラップ処分等予定年月日	年 月 日
------------	-------	---------------	-------

（注）漁船のスクラップ処分等を行う漁船に係る廃業届提出予定年月日及び漁船のスクラップ処分等の開始予定年月日を記載すること。

（2）減船等対象者の概要

事業の区分	減船等対象者	対 象 漁 船	要 件

（注）要件の欄には、減船等対象者に該当する理由等を記載すること。

（3）事業費

① 漁船のスクラップ処分等の方法

（注）不要漁船のスクラップ処分等の方法を具体的に記載すること。

減船等対象漁船			代替漁船			事業費 (基準残存価格)	財団助成金
船名	トン数	進水年月日	船名	トン数	進水年月日		
						円	円

（注）漁船の小型化を図って同種の漁業を継続する者にあつては、小型化後において使用する漁船のトン数を減船等対象船の下に括弧書きで記載すること。

② 漁具のスクラップ処分等の方法

（注）不要漁具のスクラップ処分等の方法を具体的に記載すること。

不要漁具の購入金額 (スクラップ処分等にされる漁具)	評価率 (定率)	事 業 費 (基準残存価格)	財団助成金
円	2 / 3	円	円

(4) 事業資金造成計画

事業資金の額	財団助成金	沖縄県負担金等	残存漁業者等負担金	備 考
円	円	円	円	

(注) 備考欄には、残存漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要等（残存漁業者の負担状況（負担方法））。これに加えて、残存漁業者以外が負担する場合にあっては負担者名及びその額、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合にあっては立替者名及びその額 の具体的な内容を記載すること。

4 添付書類

- (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。）第 6 条に基づく農林水産大臣の認定を受けた整備計画に係る事業計画の場合については、当該整備計画の写し
- (2) 事業計画に参加する漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (3) 漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等を行う者が受け取る不要漁船処理対策助成金及び不要漁船・漁具処理対策助成金の額が、定められた算定方式によって得られる額を下回る場合については、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾したことを証する書類
- (4) 残存漁業者等の負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等及び各残存漁業者等の負担金額の算定根拠）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合については、決定された償還計画等の書類
- (5) 漁船のスクラップ処分等の方法が沈船魚礁の場合については、国、地方公共団体又は漁業協同組合が行う魚礁設置事業の内容が確認できる書類
- (6) 漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等の方法が被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合については、譲渡先について記載した書類等
- (7) 事業計画の対象業種の操業区域と日台漁業取決め適用水域の関係図
- (8) 減船等対象者の要件を証する書類

別記様式第26号

〇〇年度再編整備等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のイの（エ）のfの規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 事業の区分

(注) 転換に必要な漁具又は漁ろう設備の取得又は設置、不要漁具のスクラップ処分等の別を記載すること。

2 全体事業計画

(1) 転換の対象となる魚種・業種の概要

(注) 転換前の漁獲対象魚種又は業種と転換後の漁獲対象魚種又は業種の関係を記載すること。

(2) 事業の計画期間及び規模

年 度	年度	年度	合 計
事業計画参加隻数			
転換隻数			

(注) 漁獲対象魚種又は業種の転換を実施する年度及び予定する転換の総隻数を記載すること。

3 ○○年度事業計画

(1) 転換の予定時期

転換予定年月日	年 月 日	スクラップ処分等予定年月日	年 月 日
---------	-------	---------------	-------

(注) 転換前の漁業を廃業する予定年月日又は漁具のスクラップ処分等の開始予定年月日を記載すること。

(2) 対象者の概要

事業の区分	対 象 者	対 象 漁 船	要 件

(注) 要件の欄には、減船等対象者に該当する理由等を記載すること。

(3) 計画内容

① 転換に必要な漁具又は漁ろう設備の取得又は設置

(注) 取得する漁具の種類、設置する漁ろう設備の内容等について具体的に記載すること。

② 不要漁具の処分等の方法

(注) 不要漁具の処分方法について具体的に記載すること。

対象魚種又は業種	対象漁船名 (総トン数)	取組の種類	転換後の魚種又は業種 及び事業継続期間

(注) 1 取組の種類欄には、「魚種の転換」、「漁業種類の転換」及び「不要漁具の処分」の別を記載すること。

2 転換後の事業継続期間は、転換後の漁業が3年以上継続されること。

(4) 事業費

① 漁具又は漁ろう設備の取得(購入)又は設置

魚種又は業種の転換に要する経費	積算の根拠 (漁具又は漁ろう設備の取得(購入)費又は設置費)
円	①漁具又は漁ろう設備の取得(購入)費 ②設置費 ③合計(①+②)

② 不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の購入金額 (スクラップ処分等にされる漁具)	評価率 (定率)	事業費 (基準残存価格)	財団助成金
円	2 / 3	円	円

(5) 事業資金造成計画

事業資金の額	財団助成金	沖縄県負担金等	漁業者等負担金	備 考
円	円	円	円	

(注) 1 沖縄県及び漁業者負担分が複数ある場合については、別途内訳書を添付すること。

2 備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要等(漁業者の負担状況(負担方法)。これに加えて、漁業者以外が負担する場合にあっては負担者名及びその額、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合にあっては立替者名及びその額)の具体的な内容を記載すること。

4 添付資料

- (1) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (2) 漁獲対象魚種又は業種を転換する者が受け取る魚種転換等支援助成金の額が、定められた算定方式によって得られる額を下回る場合については、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾したことを証する書類
- (3) 漁業者等の負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。これに加えて、事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合については、決定された償還計画等の書類
- (4) 不要漁具のスクラップ処分等の方法が被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合については、譲渡先について記載した書類等
- (5) 事業計画の対象業種の操業区域と日台漁業取決め適用水域の関係図
- (6) 減船等対象者の要件を証する書類

別記様式第27号

〇〇年度再編整備等推進支援事業資金助成金交付申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
代表者氏名 殿

事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって承認の通知があった 年度再編整備等推進支援事業計画書（〇〇〇〇支援事業）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のイの（エ）のjの（a）の規定に基づき、金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 収入予定

	金 額	調達予定時期
沖縄県漁業振興基金	円	
沖 縄 県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

2 交付予定

助成金の内容	金 額	交付予定期間
	円	

3 事業資金助成金受入口座

金融機関名及び支店名	
預金種目	
口座番号	

口座名義	
------	--

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 助成金交付申請書一覧
- 2 事業実施機関に所属する関係漁業者等からの助成金交付申請書及び添付書類の写し
- 3 事業資金助成金受入口座に係る通帳の写し
- 4 助成金の内容欄には、再編整備支援事業にあつては不要漁船・漁具処理対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業にあつては魚種転換等支援助成金と記載すること。
- 5 交付予定期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

別記様式第28号

不要漁船・漁具処理対策助成金交付申請書 (減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合)

(番 号)
年 月 日

事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 殿

申請者住所
氏名又は名称 印

〇〇年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分等を行ったので、不要漁船・漁具処理対策助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

(※) なお、今後〇〇丸(〇〇トン)の漁船により〇〇漁業を営むことを申し添える。

(注：(※)は、漁船の小型化を図って同種の漁業を継続する者のみ記載すること。)

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
進水年月日	
漁業種類	
(漁船の小型化後において使用する漁船の総トン数)	
処分漁具統数	

2 助成金の算定基礎額 円 ((1) + (2)) - ((3) + (4)) (算定根拠)

(1) 漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

(注) 第3の2-7-(1)の(4)のイの(エ)のhの(b)のiの(i)の(エ)のCの値が1以外の場合については、その値を用いて漁船基準残存価格を算定すること。また、算定に用いたCの値を欄外に注書として記載すること。

(2) 漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円	2 / 3	円
合 計			

(3) 被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額

円

(4) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額

円

3 助成金の額 円（上記2の算定基礎額の範囲内の額）
（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	財団助成分 （負担割合）	沖縄県負担分 （負担割合）	残存漁業者等負担分 （負担割合）
円	円	円	円

（注） 1 次の書類を添付すること。

- (1) 農林水産大臣又は沖縄県知事に提出した廃業届の写し（漁船の小型化を図る者については小型化後の漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写しを添付すること。）
- (2) 別記様式第31－1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第31－2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第32号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- (3) 別記様式第33－1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第33－2号による不要漁具取得報告書の写し
- (4) 船質が軽合金等の場合については、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
- (5) 漁具を購入したときの領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第35号による漁具販売証明書）
- (6) 漁船登録を抹消したことを証する書面
- (7) 船舶原簿を抹消したことを証する書面（総トン数20トン未満の漁船の場合は除く。）
- (8) 申請者の印鑑証明書
- (9) 交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明書

2 負担割合とは、第3の2－7－(1)の(4)のイの(エ)のhの(b)「算定方法」によって得られる額に対する公益財団法人沖縄県漁業振興基金、沖縄県、残存漁業者等の負担額の割合

別記様式第29号

不要漁船・漁具処理対策助成金交付申請書
（代替漁船のスクラップ処分等を行う場合）

（ 番 号 ）
年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

申請者住所

氏名又は名称

印

〇〇年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数並びに代替漁船

減船対象漁船及び処分漁具統数		代 替 漁 船	
船名		船名	
漁船登録番号		漁船登録番号	
総トン数		総トン数	
進水年月日		進水年月日	
漁業種類		漁業種類	
処分漁具統数			

2 助成金の算定基礎額 円 ((1) + (2)) - ((3) + (4))

(算定根拠)

(1) 代替漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

(注) 第3の2-7-(1)の(4)のイの(エ)のhの(b)のiの(i)のエのCの値が1以外の場合は、その値を用いて漁船基準残存価格を算定すること。また、算定に用いたCの値を欄外に注書として記載すること。

(2) 漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円		円
		2 / 3	
合 計			

(3) 被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額

円

(4) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額

円

3 助成金の額 円 (上記2の算定基礎額の範囲内の額)

(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	財団助成分 (負担割合)	沖縄県負担分 (負担割合)	残存漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注) 1 次の書類を添付すること。

- (1) 農林水産大臣又は沖縄県知事に提出した廃業届の写し
- (2) 別記様式第34号による代替漁船スクラップ処分等証明書、別記様式第31-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第32号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- (3) 別記様式第33-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第33-2号による不要漁具取得報告書の写し
- (4) 船質が軽合金等の場合については、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
- (5) 漁具を購入したときの領収書の写し(領収書を有しない場合については、別記様式第35号による漁具販売証明書)
- (6) 漁船登録を抹消したことを証する書面
- (7) 船舶原簿を抹消したことを証する書面(総トン数20トン未満の漁船の場合は除く。)
- (8) 申請者の印鑑証明書
- (9) 交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明書

2 負担割合とは、第3の2-7-(1)の(4)のイの(エ)のhの(b)「算定方法」によって得られる額に対する公益財団法人沖縄県漁業振興基金、沖縄県、残存漁業者等の負担額の割合

魚種転換等支援助成金交付申請書

(番 号)
年 月 日

事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 殿

申請者住所
氏名又は名称 印

〇〇年度において、下記のとおり魚種又は業種の転換を行ったので、魚種転換等支援助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		取得（購入）又は設置 年月日	
転換前の魚種又は業種			
転換後の魚種又は業種			
事業継続期間			

2 不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の 内容、数		漁具のスクラップ 処分等年月日	
---------------	--	--------------------	--

3 助成金の算定基礎額 円 (1) + [(2) - (3)]
(算定根拠)

(1) 漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置

魚種又は業種の転換に 要した経費	積算の根拠 (漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費又は設置費)
円	①漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費 ②設置費 ③合計 (①+②)

(2) 不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の購入金額 (スクラップ処分等にされた漁具)	評価率 (定率)	事業費 (基準残存価格)	スクラップ処分等の内容
円	2 / 3	円	

(注) スクラップ処分等の内容欄には、焼却、裁断、埋立、譲渡等処分の具体的内容を記入すること。

(3) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額 円

4 助成金の額 円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）
（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	項 目	財団負担分 （1／2以内）	漁業者等負担分 （1／2以上）
円	（1）漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置 （2）不要漁具のスクラップ処分等	円	円

（注）次の書類を添付すること。

- 1 漁具又は漁ろう設備を購入又は設置した場合については、購入に係る領収書の写し及び設置に係る経費を証する領収書の写し
- 2 不要漁具をスクラップ処分等にする場合については、別記様式第33－1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第33－2号による不要漁具取得報告書の写し
- 3 当該漁具を購入したときの領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第35号による漁具販売証明書の写し）
- 4 転換前の業種の廃業を証する書類の写し
- 5 申請者の印鑑証明書
- 6 交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明

別記様式第31－1号

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁船は不要漁船としてスクラップ処分いたしました。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 総トン数

5 進水年月日

6 所有者の氏名又は名称及び住所

（注）スクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。

別記様式第31－2号

減船等対象漁船取得報告書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

被災漁業者又は漁業協同組合等の住所

氏名又は名称 印

漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁船を 年 月 日に取得いたしましたので御報告します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 総トン数

5 進水年月日

6 所有者の氏名又は名称及び住所

7 取得に要した金額 円

（注）次の資料を添付すること。

1 被災漁業者であることが分かる書類（漁船原簿（抹消）等又はその写し）又は被災漁業者に使用させることを目的として減船等対象漁船を取得したことが分かる書類

2 減船等対象漁船を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は漁船売買契約書の写し等）

別記様式第32号

魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

魚礁事業実施主体

氏名又は名称 印

下記の漁船を魚礁として使用することに決定したのでお知らせします。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 総トン数

4 所有者の氏名又は名称及び住所

5 魚礁設置地区

(注) 魚礁設置に係る事業計画書等の写しを添付すること。

年 月 日

魚礁事業実施主体等に不要漁船が引き渡しされたことを確認いたしました。

漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会
若しくは事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 不要漁船が引き渡しされたことを証する書類（引渡証等）
- 2 不要漁船が解輦されたこと等を証する書類（解輦証明書写し等）

別記様式第33－1号

漁具スクラップ処分確認書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁具は不要漁具として処分いたしました。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 処分漁具統数

5 処分方法及び処分年月日

6 所有者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認いたしました。

漁業協同組合又は漁沖縄県漁業協同組合連合会
若しくは事業実施機関職員

職 名
氏 名 印

(注) スクラップ処分を証する写真(処分前、処分中及び処分後)を添付すること。

別記様式第33-2号

不要漁具取得報告書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

被災漁業者又は漁業協同組合等の住所
氏名又は名称 印

漁業を営む(漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる)ため、下記の漁具を平成 年 月 日に取得いたしましたので御報告します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 漁具統数

5 所有者の氏名又は名称及び住所

6 取得に要した金額 円

(注) 次の資料を添付すること。

- 1 被災漁業者であることが分かる書類(漁船原簿(抹消)等又はその写し)又は被災漁業者に使用させることを目的として不要漁具を取得したことが分かる書類
- 2 不要漁具を譲り受けたことを証する書類(無償譲渡におけるその契約書又は売買契約書の写し等)

別記様式第34号

代替漁船スクラップ処分等証明書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

代替漁船のスクラップ処分等を行った

当該代替漁船所有者の住所

氏名又は名称

印

下記1の減船対象漁船に代えて下記2の漁船をスクラップ処分等（スクラップ処分、沈船処分、被災漁業者又は漁協等への譲渡）にいたしました。

記

1 減船対象船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日
- (6) 所有者の氏名又は名称及び住所

2 スクラップ処分等対象漁船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁船売買契約書等の写し又は減船対象漁船を譲り受けたことを証する書類（いわゆる「玉突き式の漁船譲渡」の場合については、関係する一連の漁船売買契約書等）
- 2 漁船のスクラップ処分等の内容に応じた別記様式第31－1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第31－2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第32号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書
- 3 漁船のスクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）（スクラップ処分又は沈船処分の場合に限る。）

別記様式第35号

漁具販売証明書

年 月 日

事業実施機関

事業実施機関の長 氏 名 殿

漁具販売会社等の住所

氏名又は名称

印

下記のとおり漁具を販売したことを証明します。

記

- 1 所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 漁業種類
- 3 漁具の形態
(例えば、「刺網一式(〇〇反)」目合〇〇mm又は〇〇寸等記入)

4 販売年月日

5 販売金額 円

別記様式第36号

〇〇年度再編整備等推進支援事業助成金実績報告書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

住 所
事業実施機関
事業実施機関の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のイの（エ）のkの（a）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の内容

2 収 入

	金 額	調達時期
沖縄県漁業振興基金	円	
沖 縄 県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

3 交付実績

助成金の内容	金 額	交付期間
	円	

（注）1 助成金の内容欄には、再編整備支援事業にあつては不要漁船・漁具処理対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業にあつては魚種転換等支援助成金と記載すること。

2 交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

3 次の書類を添付すること。

（1）助成金の交付を受けた者の領収書の写し

（2）事業造成資金の口座に係る金融機関の残高証明書

（3）残存漁業者等又は漁業者等の負担額の負担内訳が確認できる書類（事業造成資金の口座の通帳写し、負担者名及び負担金額を記載した一覧表等）

別記様式第37号

〇〇年度再編整備等推進支援事業に対する助成金実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のイの（エ）のkの（b）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の内容

2 交付実績

事業実施者	事業費	財団助成金	沖縄県助成金	残存漁業者等又は 漁業者等費	交付期間
合 計					

（注）1 交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

2 事業実施機関から提出された再編整備等推進支援事業助成金実績報告書（別記様式第36号）の写しを添付すること。

別記様式第38号

●●年●月●日制定

〇〇〇活動組織規約

（名称）

第1条 この活動組織は、■■■■（以下「■■■■」という。）と称する。

（目的）

第2条 ■■■■は、第3条の構成員による、漁業者等が漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行うことや●●を目的とする。

（構成員）

第3条 ■■■■の構成員は別紙のとおりとする。

（代表等）

第4条 ■■■■に、代表1名、副代表●名、書記●名、会計●名、監査役●名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、■■■■を代表し、■■■■の業務を統括する。

4 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。

5 書記は、■■■■の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(会議)

第5条 ■■■の会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 ■■■の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。
- 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 会議により決定した事項については、書面に記載するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 ■■■の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。一

- の組織運営に関すること
- 二 ■■■が実施する活動についての計画に関すること三
- の出納の監査に関すること
- 四 その他■■■の目的を達成するために必要な事項
- 五

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

別記様式第38号別添

■■■ 構成員一覧表

■■■の構成員及び役員は次のとおり。

1 役員

区 分	氏 名	住 所	備 考

2 漁業者

氏 名	備 考	氏 名	備 考

3 漁業者以外

氏 名	備 考	氏 名	備 考

- (注) 1 「区分」には、活動組織内の役割（代表、副代表等）を記載。
2 「漁業者」とは、漁業を営む個人又は団体。
3 氏名欄は、団体、会社名でも可。その場合、当該団体、会社の構成人数を備考欄に記載のこと。

別紙様式第39号

活動計画

〇〇年〇月〇日策定

■■■■活動組織

別紙様式第39号別添

海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画

第1 活動予定場所
(添付様式39) 位置図

第2 活動予定時期及び回数
例：4、6、8、9月に各1回
(9月はモニタリングのみ)

第3 その他必要な事項
例：・活動にあたり重機、船舶を使用予定
・モニタリングは活動前、活動中、活動後に行うものとする

添付様式39

活動組織名

位置図

--

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

〇〇活動組織代表

氏 名 印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択申請書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のウの（ア）のfの（a）に基づき、下記のとおり海岸清掃等活動支援事業の採択を申請する。

記

1 活動組織名

2 活動組織の構成員数

3 海岸清掃等活動支援事業の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	〇台	円
清掃資材費	〇式	円
・ ・ ・ ・ ・		円
・ ・ ・ ・ ・		円
総額		円

添付資料

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約（別記様式第38号）及び活動計画一式（別記様式第39号）

番 号
年 月 日

〇〇地域活動組織代表
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択通知書

年 月 日付け第 号で提出のあった海岸清掃等活動支援事業に係る採択申請書について、海岸清掃等活動支援事業による交付金を交付することが適当と認められたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について

(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)の第3の2-7-(1)の(4)のウの(ア)のfの(b)に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 活動組織名
- 2 活動組織の構成員数
- 3 海岸清掃等活動支援事業の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	〇台	円
清掃資材費	〇式	円
・ ・ ・ ・ ・		円
・ ・ ・ ・ ・		円
総額		円

別記様式第42号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

海岸清掃等活動支援事業採択届出書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7-(1)の(4)のウの(ア)のfの(c)に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

活動組織毎の資料一式

- 1 海岸清掃等活動支援事業に係る採択通知書(別記様式第41号)
- 2 〇〇活動組織規約(別記様式第38号)
- 3 〇〇活動組織 活動計画書(別記様式第39号)

別記様式第43号

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

〇〇地区〇〇活動組織代表
〇〇 〇〇 印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更承認申請書

年 月 日付け第 号で採択通知のあった海岸清掃等活動支援事業による交付金を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-(1)の(4)のウの(ア)のfの(d)のiに基づき、下記により採択の変更承認を申請する。

記

1 活動組織名

2 活動組織の構成員数

3 海岸清掃等活動支援事業 既交付決定額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	〇台	円
清掃資材費	〇式	円
・ ・ ・ ・ ・		円
・ ・ ・ ・ ・		円
総額		円

4 海岸清掃等活動支援事業 変更後の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	〇台	円
清掃資材費	〇式	円
・ ・ ・ ・ ・		円
・ ・ ・ ・ ・		円
総額		円

添付資料

- 1 海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更 新旧対照表（添付様式43-1）
- 2 海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更 新旧対照表（添付様式43-2）

添付様式43-1

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料 海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約（変更後）

添付様式43-2

海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料 海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画（変更後）

番 号
年 月 日

〇〇活動組織代表
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

海岸清掃等活動支援事業に係る変更承認通知書

年 月 日付け第 号で提出のあった海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更承認申請書について、採択変更を承認したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のウの（ア）のfの（d）のiiに基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 活動組織名
- 2 活動組織の構成員
- 3 海岸清掃等活動支援事業 変更後交付金額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	〇台	円
清掃資材費	〇式	円
・ ・ ・ ・ ・		円
・ ・ ・ ・ ・		円
総額		円

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

〇〇活動組織代表
〇〇 〇〇 印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更届出書

年 月 日付け第 号で採択を受けた海岸清掃等活動支援事業に係る（規約・活動計画）を変更したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-7-（1）の（4）のウの（ア）のfの（d）のiiiに基づき、下記のとおり届け出る。

記

添付資料

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更 新旧対照表（添付様式43－1）

海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更 新旧対照表（添付様式43－2）

別記様式第46号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度海岸清掃等活動支援事業採択変更届

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織の（規約・活動計画）を変更したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2－7－（1）の（4）のウの（ア）のfの（d）のivに基づき、下記のとおり届け出る。

記

〇〇活動組織（規約・活動計画）活動計画の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

〇〇組織（規約・活動計画）（変更後）

海岸清掃等活動支援事業に係る変更承認通知書（別記様式第44号）

別記様式第47号

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

〇〇活動組織代表
〇〇 〇〇 印

〇〇年度海岸清掃等活動支援事業に係る実施状況報告書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2－7－（1）の（4）のウの（ア）のgに基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付資料

年次実施状況報告書（添付様式47－1）

作業写真整理帳（添付様式47－2）

対象活動状況報告書（添付様式47－3）

活動確認一覧表（添付様式47－4）

〈施行注意〉

公益財団法人沖縄県漁業振興基金は当該報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適当でないと判断した場合には、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

添付様式47－1

〇〇年度 年次実施状況報告書

活動組織名：

実施面積	実施時期	実施人数	使用用船 (隻)	活動成果・活動内容を具体的に記入

＜活動組織検証欄＞

印

（注）検証欄には活動組織が作成した活動計画どおり事業が実施出来たかを記載すること。

添付様式47－2

N o .

作業写真整理帳

活動組織名：

写真

	実施年月日	
	場 所	
	活動内容	
	備 考	

写真

	実施年月日	
	場 所	
	活動内容	
	備 考	

写真

	実施年月日	
	場 所	
	活動内容	
	備 考	

(注) 事業が適切に実施されていることを示すため、活動の実施前、実施中、実施後の状況を写した写真を添付すること。

添付様式47－3

〇〇年度 対象活動状況報告書

活動組織名：

位 置 図

--

添付様式47－4

活動確認一覧表

〇〇年度

活動組織名	実施状況調書														
	実施面積	実施時期	参加人数	収入の部		支出の部									
				合計	うち交付金	合計	①重機リース代	②清掃資材費	③ゴミ処理費用	④運搬費	⑤浚渫費	⑥備船料	⑦日当	⑧モニタリング費	⑨普及啓発費

別記様式第48号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度海岸清掃等活動支援事業に係る実施状況取りまとめ報告書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月 26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）の第3 の 2－7－（1）の（4）のウの（ア）のkに基づき、対象活動組織の実施状況を取りまとめたので、提出する。

記

活動確認一覧表（添付様式48－1）
添付様式48－1

活動組織名	実施状況調書														
	実施面積	実施時期	参加人数	収入の部		支出の部									
				合計	うち交付金	合計	①重機リース代	②清掃資材費	③ゴミ処理費用	④運搬費	⑤浚渫費	⑥備船料	⑦日当	⑧モニタリング費	⑨普及啓発費
計															

別記様式第49 号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業に係る運用益使用承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月 26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）第3 の 2－7－（1）の（6）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備 考
沖縄漁業基金事業勘定	円	
合 計	円	

- ※次の関係書類を添付すること。
- 1. 事業運営費予算額積算内訳
 - 2. 運用益の算定根拠

別記様式第50号

沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業基金事業助成完了報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日をもって、沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月 26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）第3の2-7-（1）の（8）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	備 考
基金造成費補助金			
運用益			
前期繰越額			
収入合計			
基金助成額			
うち台湾漁船等対策			
うち漁業振興対策			
うち漁業環境整備の推進			
うち一般管理費			
支出合計			
当期収支差額			

別記様式第51号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業清算報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（1）の（8）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	造成総額	運用益総額	運用益のうち 事業運営費に 充てた額	助成総額	残 高 (返還額)	備 考
	円	円	円	円	円	

(2-7-(2) 沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業勘定)

別記様式第52号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 殿
沖縄県知事 殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名

印

（法人名）

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ア)のbの(a)のiに定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 印
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 印

上記について、正確であることを確認する。

年 月 日

沖縄県知事 〇〇 〇〇 印

別紙

（漁業の場合） [漁業： 漁業（主な漁獲対象魚種名： ）]

区 分	内 容
操業水域	緯度（ ～ ） 経度（ ～ ） 周辺水域
操業時期	
影響を受けている内容	

（注）1 操業水域については、操業位置を示す水域の概念図を添付すること。

2 操業時期により、操業水域が変わる場合は、その内容を明記すること。

（養殖業の場合） [養殖業： 養殖業（主な養殖魚種等種類名： ）]

区 分	内 容
養殖場所	緯度（ ～ ） 経度（ ～ ） 周辺水域

養殖時期	
影響を受けている内容	

- (注) 1 養殖場所については、操業位置を示す水域の概念図を添付すること。
2 養殖時期により、養殖場所が変わる場合は、その内容を明記すること。

別記様式第53号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○ ○○ 殿
沖縄県知事 殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名 ○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○ 印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ア)のbの(a)のiiに定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○ ○○ 印

上記について、正確であることを確認する。

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 印

別紙

区 分	内 容
会員たる漁業者の主な操業水域	緯度（ ～ ） 経度（ ～ ） 周辺水域
会員たる漁業者の主な操業時期	
会員への影響等により漁協の事業に影響を受けている主な内容	

- (注) 1 主な操業水域については、主な操業位置を示す水域の概念図を添付すること。
2 主な操業水域について、操業時期により操業水域が変わる場合は、その内容を記載すること。
3 漁協が自営で漁業又は養殖業を営む場合は、同様式第52号の別紙を準用すること。

別記様式第54号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

別添のとおり、事業検討委員会において、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のアの（ア）のbの（a）のiiiに定める米軍訓練等海域等により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められたので、承認を申請します。

（注）事業検討委員会の検討結果を添付すること。

別記様式第55号

○○年度漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のアの（ア）のeの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

単位（件、千円）

資 金 区 分	事 業 実 績				備 考
	○年○月に承認したもの		○年度承認実績		
	件 数	承認額	件 数	承認額	
漁業者が借り入れる設備資金					
漁業者が借り入れる運転資金					
漁業協同組合が借り入れる運 転資金					
計					

〇〇年度漁業経営安定対策事業（保証料助成事業）保証引受状況等報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 殿

住 所
全国漁業信用基金協会
理事長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のアの（イ）のeの（a）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 保証の引受状況（〇年〇月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保証引受額		今四半期の保証引受額		保証残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1. 設備資金		円		円		円
2. 運転資金						
合 計		円		円		円

2 保証料

（単位：円）

資金名	前四半期末までの報告累計額	今回の報告額	累計額
1. 設備資金			
2. 運転資金			

〇〇年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ウ)のcの(b)のviの規定に基づき、下記のとおり報告する。

年 月 日付け 第 号（別添写し）をもって〇〇〇〇より交付申請あった〇〇年度漁業共済掛金助成交付金の交付を実施することとしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ウ)のcの(b)のviの規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第58号

〇〇年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号（別添写し）をもって〇〇〇〇より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ウ)のcの(c)のiiの規定に基づき、報告する。

別記様式第59号

〇〇年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号（別添写し）をもって〇〇〇〇より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(ウ)のcの(e)の規定に基づき、報告する。

別記様式第60号

漁業用燃油支援対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金

財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（2）の（4）のアの（エ）の e の（b）の規定に基づき、協議する。

別記様式第 61 号

〇〇年度漁業用燃油支援対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（2）の（4）のアの（エ）の f の（b）の規定に基づき、報告する。

記

事業実施者名	助成対象事業 に要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者より提出のあった当該年度の実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 62 号

〇〇年度漁具被害対策支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁具被害対策支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（2）の（4）のアの（オ）の d の（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

(1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	加害船舶の特徴	被害内容	その他

(2) 賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第63号

〇〇年度漁具被害対策支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁具被害対策支援事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のアの(オ)のeの(b)の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

(1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	加害船舶の特徴	被害内容	その他

(2) 賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施日	被害補償申請するために要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第64号

〇〇年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7-(2)の(4)のイの(ア)のdの(b)の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	整備する機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第65号

〇〇年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の2-7-(2)の(4)のイの(ア)のeの(b)の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	整備した機器名	設置日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第66号

〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のイの（イ）のeの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

（1）被害のあった浮き魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	自然災害の内容	被害内容	その他		

（2）被害のあった浮き魚礁の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置予定日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第67号

〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のイの（イ）のfの（b）の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

(1) 被害のあった浮き魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	自然災害の内容	被害内容	その他		

(2) 被害のあった浮き魚礁の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要した経費 (全ての経費について記載)	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第68号

〇〇年度地域漁業活性化事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり地域漁業活性化事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2－7－（2）の（4）のイの（ウ）のeの（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第69号

〇〇年度地域漁業活性化事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり地域漁業活性化事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のイの(ウ)のfの(b)の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	備 考

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第70号

〇〇年度資源管理型漁業推進事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり資源管理型漁業推進事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（2）の（4）のイの（エ）の d の（b）の規定に基づき、協議する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	事業従事者	事業実施予定日	実施する事業の内容	事業実施予定箇所

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第71号

〇〇年度漁資源管理型漁業推進事業に対する助成に係る事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり資源管理型漁業推進事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月 26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－7－（2）の（4）のイの（エ）の e の（b）の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の概要

2 事業の内容

事業実施者	事業従事者	事業実施日	実施した事業の内容	事業実施箇所

3 事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(注) 事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第72号

水産物販路拡大推進事業の助成要領の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産物販路拡大推進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のウの(ア)のcの(a)の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第73号

水産物販路拡大推進事業の審査結果の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(4)のウの(ア)のcの(b)のiiの規定に基づき、承認を申請します。

(注) 事業推進評価委員会の審査結果及び水産物販路拡大推進事業応募者から提出された事業実施計画書を添付すること。

別記様式第74号

水産物販路拡大推進事業実績報告書

番 号

年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産物販路拡大推進事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第2597 号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のウの（ア）のeの（b）の規定に基づき、その実施状況を報告する。

記

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	事業内容	備 考
	円		

（注）事業実施者より提出のあった実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第75号

水産物流通加工推進事業の助成要領の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産物流通加工推進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月 26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のウの（イ）のcの（a）の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第76号

水産物流通加工推進事業の審査結果の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のウの（イ）のcの（b）のiiの規定に基づき、承認を申請します。

（注）事業推進評価委員会の審査結果と、水産物流通加工推進事業実施者から提出された事業実施計画書を添付すること。

別記様式第77号

水産物流通加工推進事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

水産物流通加工推進事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（4）のウの（イ）のfの（b）の規程に基づき、その実施状況を報告する。

記

事業実施者名	所在地	助成対象事業に要した経費	事業内容	備 考
		円		

（注）事業実施者より提出のあった事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第78号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業に係る運用益使用承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

〇〇年度において、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施

要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（6）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備 考
沖縄漁業安定基金事業勘定	円	
合 計	円	

※次の関係書類を添付すること。

1. 事業運営費予算額積算内訳
2. 運用益の算定根拠

別記様式第79号

沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業助成完了報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日をもって、沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-（2）の（8）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

	平成25年度	平成26年度	備 考
基金造成費補助金			
運用益			
前期繰越額			
収入合計			
基金助成額			
うち台湾漁船等対策			
うち漁業振興対策			
うち漁業環境整備の推進			
うち一般管理費			
支出合計			
当期収支差額			

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業清算報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長 氏 名 印

年 月 日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22 年 3 月26 日付け21 水港第2597 号水産庁長官通知）第3の2－7－（2）の（8）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業 運営費に充てた額	助成総額	残 高 (返還額)	備 考
	円	円	円	円	円	